

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）



福島県報

目次

- 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 福島県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例
- 福島県消防法関係手数料条例の一部を改正する条例
- 福島県高圧ガス保安法関係手数料条例の一部を改正する条例
- 福島県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例
- 大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例
- 福島県土壌汚染対策法関係手数料条例の一部を改正する条例
- 福島県東日本大震災災害廃棄物処理基金条例の一部を改正する条例
- 福島県廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例
- 福島県使用済自動車の再資源化等に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例
- 福島県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部を改正する条例
- 福島県後期高齢者医療財政安定化基金の管理等に関する条例の一部を改正する条例
- 福島県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例
- 福島県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 福島県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 福島県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 福島県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

六 六 五 五 五 五 四 四 四 四 三 三 三 二 二

- 福島県介護保険法施行条例の一部を改正する条例
- 福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 福島県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 福島県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 福島県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例
- 福島県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例
- 福島県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例
- 福島県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 福島県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 福島県医療法施行条例等の一部を改正する条例
- 福島県保健師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例
- 福島県旅館業法施行条例の一部を改正する条例
- 福島県安心子ども基金条例の一部を改正する条例
- 福島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 福島県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 福島県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 福島県ハイテクプラザ条例の一部を改正する条例
- 福島県住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例
- 福島県有機農産物生産行程管理者認定申請等手数料条例の一部を改正する条例
- 福島県家畜保健衛生所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
- 福島県県営土地改良事業特別徴収金徴収条例
- 福島県土地改良施設条例の一部を改正する条例
- 福島県砂利採取法施行条例の一部を改正する条例
- 福島県空港条例の一部を改正する条例
- 福島県県営住宅等条例の一部を改正する条例

四 四 四 四 四 四 四 四 三 三 三 三 三 二 一 七 七

- 福島県建築士法関係手数料条例の一部を改正する条例
- 福島県教育関係職員定数条例等の一部を改正する条例
- 福島県立博物館条例の一部を改正する条例
- 福島県警察職員定数条例の一部を改正する条例
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例等の一部を改正する条例
- 福島県暴力団排除条例の一部を改正する条例
- 福島県道路交通法関係手数料条例の一部を改正する条例
- 福島県自動車運転代行業認定申請等手数料条例の一部を改正する条例

条 例

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例、福島県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例、福島県消防法関係手数料条例の一部を改正する条例、福島県高圧ガス保安法関係手数料条例の一部を改正する条例、福島県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例、大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例、福島県土壌汚染対策法関係手数料条例の一部を改正する条例、福島県東日本大震災災害廃棄物処理基金条例の一部を改正する条例、福島県廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例、福島県使用済自動車の再資源化等に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例、福島県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部を改正する条例、福島県後期高齢者医療財政安定化基金の管理等に関する条例の一部を改正する条例、福島県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例、福島県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、福島県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、福島県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、福島県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、福島県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、福島県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例、福島県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例、福島県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例、福島県指定障害者

例 例 例 例 例 例 例 例

支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例、福島県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、福島県医療法施行条例等の一部を改正する条例、福島県保健師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例、福島県旅館業法施行条例の一部を改正する条例、福島県安心こども基金条例の一部を改正する条例、福島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、福島県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例、福島県ハイテクプラザ条例の一部を改正する条例、福島県住宅宿泊事業の実施に関する条例、福島県有機農産物生産行程管理者認定申請等手数料条例の一部を改正する条例、福島県家畜保健衛生所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例、福島県営土地改良事業特別徴収金徴収条例、福島県土地改良施設条例の一部を改正する条例、福島県砂利採取法施行条例の一部を改正する条例、福島空港条例の一部を改正する条例、福島県営住宅等条例の一部を改正する条例、福島県建築士法関係手数料条例の一部を改正する条例、福島県教育関係職員定数条例等の一部を改正する条例、福島県立博物館条例の一部を改正する条例、福島県警察職員定数条例の一部を改正する条例、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例等の一部を改正する条例、福島県暴力団排除条例の一部を改正する条例、福島県道路交通法関係手数料条例の一部を改正する条例及び福島県自動車運転代行業認定申請等手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

福島県知事 内堀 雅 雄

福島県条例第一号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例(平成十三年福島県条例第八十号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項第一号中「四千六百円」を「五千二百円」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。(人事課)

福島県条例第二号

福島県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(福島県職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第一条 福島県職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年福島県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第八条第一号中「百分の五十五・五」を「百分の五十三・六」に改め、同条第二号中「百分の四十七」を「百分の四十五・四」に改め、同条第三号及び第四号中「百分の二十八」を「百分の二十七・一」に改め、同条第五号及び第六号中「百分の十七」を「百分の十六・四」に改め、同条第七号中「百分の十三」を「百分の十二・六」に

改める。

附則第十項中「百分の八十七」を「百分の八十三・七」に改める。

第二条 福島県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十八年福島県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

附則第五項中「百分の八十七」を「百分の八十三・七」に改める。

第三条 福島県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年福島県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「百分の八十七」を「百分の八十三・七」に改め、「百分の八十七」を「百分の八十三・七」に改める。

附 則

（施行期日）

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

（職員業務課福利厚生室）

福島県条例第三号

福島県消防法関係手数料条例の一部を改正する条例

福島県消防法関係手数料条例（平成十二年福島県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

別表一の項エ中「五十三万円」を「五十七万円」に改め、同項オ(1)中「八十三万円」を「八十八万円」に改め、同項オ(2)中「百一十万円」を「百七万円」に改め、同項オ(3)中「百二十万円」を「百二十万円」に改め、同項オ(4)中「百四十二万円」を「百五十二万円」に改め、同項オ(5)中「百六十六万円」を「百七十八万円」に改め、同項オ(6)中「三百八十八万円」を「四百七万円」に改め、同項オ(7)中「五百十万円」を「五百三十四万円」に改め、同項オ(8)中「六百二十九万円」を「六百四十九万円」に改め、同項カ(1)中「百十三万円」を「百十八万円」に改め、同項カ(2)中「百三十四万円」を「百四十一万円」に改め、同項カ(3)中「百五十万円」を「百五十八万円」に改め、同項カ(4)中「百八十三万円」を「百九十四万円」に改め、同項カ(5)中「二百十四万円」を「二百二十六万円」に改め、同項カ(6)中「四百三十五万円」を「四百五十五万円」に改め、同項カ(7)中「五百五十七万円」を「五百八十二万円」に改め、同項カ(8)中「六百七十七万円」を「七百七万円」に改め、同項キ(1)中「五百七十五万円」を「五百九十三万円」に改め、同項キ(2)中「七百二十五万円」を「七百四十七万円」に改め、同項キ(3)中「千七十七万円」を「千九十九万円」に改め、同表五の項ウ(1)中「四十一万円」を「四十二万円」に改め、同項ウ(2)中「五十四万円」を「五十六万円」に改め、同項ウ(3)中「七十七万円」を「七十三万円」に改め、同項ウ(4)中「九十二万円」を「九十六万円」に改め、同項ウ(5)中「百四万円」を「百九万円」に改め、同項ウ(6)中「百六十六万円」を「百六十六万円」に改め、同項ウ(7)中「百八十二万円」を「百九十九万円」に改め、同項ウ(8)中「二百三万円」を「二百二十二万円」に改め、同項エ(1)中「四十九万円」を「五十三万円」に改め、同項エ(2)中

「六十三万円」を「六十八万円」に改め、同項エ(3)中「九十九万円」を「百三万円」に改め、同項エ(4)中「百三十一万円」を「百四十一万円」に改め、同項エ(5)中「百七十二万円」を「百七十八万円」に改め、同項エ(6)中「三百三十二万円」を「三百四十三万円」に改め、同項エ(7)中「四百六十六万円」を「四百九十九万円」に改め、同項エ(8)中「四百六十五万円」を「四百八十八万円」に改め、同項オ(1)中「九百十万円」を「九百三十二万円」に改め、同項オ(2)中「千二百四十万円」を「千二百六十六万円」に改め、同項オ(3)中「千七百円」を「千七百三十万円」に改め、同表七の項中「二千八百円」を「二千九百円」に改め、同表九の項中「千八百円」を「千九百円」に改め、同表十の項ア中「五千元」を「六千五百円」に改め、同項イ中「三千四百円」を「四千五百円」に改め、同項ウ中「二千七百円」を「三千六百円」に改め、同表十二の項ア(1)中「三十一万円」を「三十二万円」に改め、同項ア(2)中「四十三万円」を「四十六万円」に改め、同項ア(3)中「七十二万円」を「七十五万円」に改め、同項ア(4)中「九十六万円」を「百二万円」に改め、同項ア(5)中「百二十一万円」を「百三十万円」に改め、同項ア(6)中「二百九十五万円」を「三百十五万円」に改め、同項ア(7)中「三百六十二万円」を「三百八十七万円」に改め、同項ア(8)中「四百七十七万円」を「四百四十六万円」に改め、同項イ(1)中「二百六十六万円」を「二百六十九万円」に改め、同項イ(2)中「三百十九万円」を「三百二十三万円」に改め、同項イ(3)中「四百七十九万円」を「四百八十三万円」に改め、同表十三の項中「二千八百円」を「二千九百円」に改め、同表十五の項中「千八百円」を「千九百円」に改め、同表十六の項ア中「五千元」を「五千七百円」に改め、同項イ中「三千四百円」を「三千八百円」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、別表七の項、九の項、十の項、十三の項、十五の項及び十六の項の改正規定は、同年五月一日から施行する。

（消防保安課）

福島県条例第四号

福島県高圧ガス保安法関係手数料条例の一部を改正する条例

福島県高圧ガス保安法関係手数料条例（平成十二年福島県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表十四の項イ(4)中「百八十円」を「百六十円」に改め、同項ウ(1)中「二百二十円」を「二百十円」に改め、「四円」を「三元」に改め、同項ウ(2)中「二百二十円」を「二百十円」に改め、同項エ(7)中「九十円」を「八十円」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

（消防保安課）

福島県条例第五号

福島県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例

この条例の一部を改正する条例

福島県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例（平成十二年福島県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。
別表十二の項中「一万九千円」を「一万七千円」に改める。

附 則
この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

（消防保安課）

福島県条例第六号

大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例

大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例（昭和五十年福島県条例第十八号）の一部を次のように改正する。
別表第二の2の表カドミウム及びその化合物の項を次のように改める。

カドミウム及びその化合物 (単位 カドミウムの量に換して、リットルにつきマイクログラム)	水質分別表第1に掲げる施設（金属鉱業に限る。）	0.05	0.05
		0.05	0.05
		0.05	0.05
		0.05	0.05
		0.05	0.05
		0.05	0.05
		0.05	0.05
		0.05	0.05
		0.05	0.05
		0.05	0.05

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（水・大気環境課）

福島県条例第七号

福島県土壌汚染対策法関係手数料条例の一部を改正する条例

福島県土壌汚染対策法関係手数料条例（平成二十一年福島県条例第八十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中五の項を八の項とし、四の項を七の項とし、三の項の次に次のように加える。

四 法第二十七条の二の規定に基づく譲渡及び譲受の承認の申請者	一件につき十二万円
五 法第二十七条の三の規定に基づく合併又は分割の承認の申請者	一件につき十二万円

六 法第二十七条の四の規定に基づく相続の承認の申請者 一件につき十二万円

附 則
この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

（水・大気環境課）

福島県条例第八号

福島県東日本大震災災害廃棄物処理基金条例の一部を改正する条例

福島県東日本大震災災害廃棄物処理基金条例（平成二十四年福島県条例第五号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成三十年五月三十一日」を「平成三十三年五月三十一日」に改める。

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

（一般廃棄物課）

福島県条例第九号

福島県廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例

福島県廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係手数料条例（平成十二年福島県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

別表中三十六の項を二十八の項とし、九の項から三十五の項までを二項ずつ繰り下げ、八の項の次に次のように加える。

九 法第十二条の七第一項の規定に基づく二以上の事業者による産業廃棄物の処理の認定の申請者	二以上の事業者による産業廃棄物処理認定申請手数料	十四万七千円
十 法第十二条の七第七項の規定に基づく二以上の事業者による産業廃棄物の処理の認定に係る事項の変更の認定の申請者	二以上の事業者による産業廃棄物処理認定の変更認定申請手数料	十三万四千円

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

（産業廃棄物課）

福島県条例第十号

福島県使用済自動車の再資源化等に関する法律関係手数料条例の一部を改

正する条例

福島県使用済自動車の再資源化等に関する法律関係手数料条例（平成十六年福島県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条の表九の項中「七万五千円」を「六万七千円」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

（産業廃棄物課）

福島県条例第十一号

福島県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部を改正する条例

福島県国民健康保険広域化等支援基金条例（平成十四年福島県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第六十八条の三に規定する」を「国民健康保険事業に係る」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

（国民健康保険課）

福島県条例第十二号

福島県後期高齢者医療財政安定化基金の管理等に関する条例の一部を改正する条例

福島県後期高齢者医療財政安定化基金の管理等に関する条例（平成二十年福島県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十八年度及び平成二十九年度」を「平成三十年及び平成三十一年度」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

（国民健康保険課）

福島県条例第十三号

福島県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

福島県国民健康保険財政安定化基金条例（平成二十八年福島県条例第八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「国民健康保険財政の安定化に資する事業に要する資金を管理するため、地方自治法（昭和二十四年法律第六十七号）第二百四十一条第一項」を「国民健康保険の財政の安定化を図るため、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号。以下「法」という。）第八十一条の二第一項」に改める。

第二条及び第六条中「一般会計」を「福島県国民健康保険特別会計」に改める。
第七条を第九条とし、第六条の次に次の二条を加える。

（交付を行う特別の事情）

第七条 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号。以下「政令」という。）第十七条第一項に規定する条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- 一 被保険者（法第五条に規定する被保険者をいう。第三号において同じ。）の大多数が災害により著しい損害を受けたこと。
- 二 企業の倒産、主要な生産物の価格の著しい低下その他の地域の産業に特別の事情が生じたこと。
- 三 前二号に掲げる事情に類する被保険者の生活に影響を与える事情が生じたこと。

（拠出金の徴収）

第八条 政令第二十二号第一項の財政安定化基金拠出金は、政令第十七条第一項の規定による基金事業交付金の交付を受けた市町村から徴収するものとする。ただし、市町村における特別の事情に配慮する必要があると知事が認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

（国民健康保険課）

福島県条例第十四号

福島県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

福島県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第七十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条第四項中「介護老人保健施設」の下に「若しくは介護医療院」を加え、同条第六項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

- 二 介護医療院 栄養士又は調理員、事務員その他の従業者

第十六条に次の一項を加える。

- 6 養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催することともに、その結果について、支援員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 支援員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に行うこと。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

（高齢福祉課）

福島県条例第十五号

福島県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一

部を改正する条例

福島県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第七十六号）の一部を次のように改正する。

第六条中「第四十条第二項」の下に「（第五十二条において準用する場合を含む。）」を加える。

第七条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 緊急時等における対応方法

第十二条中「介護老人保健施設」の下に「若しくは介護医療院」を加える。

第十五条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第二十二条の次に次の一条を加える。

（緊急時等の対応）

第二十二條之二 特別養護老人ホームは、現に処遇を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合等に備え、第十一条第一項第二号の規定に基づき配置される医師による対応その他の方法による対応策をあらかじめ定めておかなければならない。

第三十四条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 緊急時等における対応方法

第三十六条中第八項を第九項とし、第七項の次に次の一項を加える。

8 ユニット型特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第四十五条第六項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 介護医療院 栄養士又は調理員、事務員その他の従業者

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

（高齢福祉課）

福島県条例第十六号

福島県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

福島県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第七十七号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項各号列記以外の部分中「介護老人保健施設」の下に「若しくは介護医療院」を加え、同項第一号中「介護老人保健施設」の下に「又は介護医療院」を加える。

第十七条に次の一項を加える。

5 軽費老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

（高齢福祉課）

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

（高齢福祉課）

福島県条例第十七号

福島県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

福島県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第七十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「以外の介護老人保健施設」の下に「若しくは介護医療院」を加え、「病院又は診療所」を「介護医療院又は病院若しくは診療所」に改める。

第十五条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第四十四条第一項中「病院又は診療所」を「介護医療院又は病院若しくは診療所」に改める。

第四十六条中第八項を第九項とし、第七項の次に次の一項を加える。

8 ユニット型介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措

置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催することともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

附則第四項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(高齢福祉課)

福島県条例第十八号

福島県介護保険法施行条例の一部を改正する条例

福島県介護保険法施行条例(平成十一年福島県条例第六十四号)の一部を次のように改正する。

第五条の表に次のように加える。

八 法第七十七条第一項の規定に基づく介護医療院の開設の許可を受けようとする者	介護医療院開設許可手数料	一件につき六万三千元
九 法第七十七条第二項の規定に基づく介護医療院の変更(構造設備の変更を伴うものに限る。)の許可を受けようとする者	介護医療院変更許可手数料	一件につき三万三千元

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(高齢福祉課介護保険室)

福島県条例第十九号

福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年福島県条例第八十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五節 基準該当居宅サービスに関する基準(第四十二条―第四十六条)」を「第五節 共生型居宅サービスに関する基準(第四十一条の二・第四十一条の三)―第六節 基準該当居宅サービスに関する基準(第四十二条―第四十六条)」

に、「第五節 削除」を「第五節 共生型居宅サービスに関する基準(第一百二十二条の二―第一百三十条)」に、「第六節 基準該当居宅サービスに関する基準(第八十一条―第八十七条)」を「第六節 共生型居宅サービスに関する基準(第八十条の二・第八十条の三)」に改める。

第一条中「法第七十四条第一項」を「法第七十二条の二第一項第一号の条例で定める基準及び員数並びに同項第二号に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準並びに法第七十四条第一項」に改める。

第二条に次の一号を加える。

八 共生型居宅サービス 法第七十二条の二第一項の申請に係る法第四十一条第一項本文の指定を受けた者による指定居宅サービスをいう。

第十条中「居宅介護支援事業者」の下に「(法第八条第二十四項に規定する居宅介護支援事業者を行う者をいう。以下同じ。)」を加える。

第十三条中「福島県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例(平成二十六年福島県条例第九十六号。以下「指定居宅介護支援等基準条例」という。)

第十五条第九号を「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十八号。以下「指定居宅介護支援等基準」という。)

第十三条第九号」に改める。

第十四条第一項中「提供する者」の下に「(以下「居宅介護支援事業者等」という。)」を加える。

第二十八条第三項に次の一号を加える。

二の二 居宅介護支援事業者等に対し、指定訪問介護の提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。

第三十五条の次に次の一条を加える。

(不当な働きかけの禁止)

第三十五条の二 指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、指定居宅介護支援事業所(指定居宅介護支援等基準第二条第一項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。第六十四条第二項において同じ。)の介護支援専門員又は居宅要介護被保険者(法第四十一条第一項に規定する居宅要介護被保険者をいう。)に対して、利用者に必要のないサービスを提供しようとするか、その他の不当な働きかけを行ってはならない。

第二章中第五節を第六節とし、第四節の次に次の一節を加える。

第五節 共生型居宅サービスに関する基準

(共生型訪問介護の基準)

第四十一条の二 訪問介護に係る共生型居宅サービス(以下この条及び次条において「共生型訪問介護」という。)の事業を行う指定居宅介護事業者(福島県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年福島

県条例第九十号。以下「指定障害福祉サービス等基準条例」という。）第六条第一項に規定する指定居宅介護事業者をいう。）及び重度訪問介護（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下この条及び第八十号の二において「障害者総合支援法」という。）第五条第三項に規定する重度訪問介護をいう。第一号において同じ。）に係る指定障害福祉サービス（障害者総合支援法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスをいう。第一号において同じ。）の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定居宅介護事業所（指定障害福祉サービス等基準条例第六條第一項に規定する指定居宅介護事業所をいう。）又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所（以下この号において「指定居宅介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定居宅介護事業所等が提供する指定居宅介護（指定障害福祉サービス等基準条例第五條第一項に規定する指定居宅介護をいう。）又は重度訪問介護（以下この号において「指定居宅介護等」という。）の利用者の数を指定居宅介護等の利用者及び共生型訪問介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。

二 共生型訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第四十一條之三 第四条、第五条（第一項を除く。）及び第六条並びに前節の規定は、共生型訪問介護の事業について準用する。

第五十八條中「及び第三十一條」を、「第三十一條から第三十五條まで及び第三十六條」に改める。

第六十二條中「第三十六條まで」を「第三十五條まで、第三十六條」に改める。

第六十四條第五項中「第百七十一條第十項」を「第百七十一條第十四項」に、「みなされる」を「みなされている」に改める。

第六十八條中「居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者」を「居宅介護支援事業者等」に改める。

第七十八條中「第三十一條」の下に「から第三十五條まで、第三十六條」を加える。

第八十條第一項を次のように改める。

指定訪問リハビリテーションの事業を行う者（以下「指定訪問リハビリテーション事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定訪問リハビリテーション事業所」という。）ごとに置くべき従業者の員数は次に掲げる従業員の区分に応じ、規則で定める。

一 医師

二 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士

第八十條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第一号の医師は、常勤でなければならない。

第八十一條の見出し中「の要件」を削り、同条第一項中「又は介護老人保健施設」を「介護老人保健施設」に改め、「以下同じ。」の下に「又は介護医療院（法第八條第二十九項に規定する介護医療院をいう。以下同じ。）」を加える。

第八十九條中「看護職員（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。）」を削る。

第九十條第一項第一号イ中「看護職員」を削り、同項第三号を削る。

第九十一條第一項中「薬局又は指定訪問看護ステーション等」を「又は薬局」に改め、同条第三項を削る。

第九十四條第一項第一号中「居宅介護支援事業者等」を「居宅介護支援事業者」に改め、同条第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 通常の事業の実施地域

第九十二條中「第三十三條」の下に「から第三十五條まで、第三十六條」を加える。

第七章第五節を次のように改める。

第五節 共生型居宅サービスに関する基準

第一百十二條之二 通所介護に係る共生型居宅サービス（以下この条及び次条において「共生型通所介護」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（指定障害福祉サービス等基準条例第八十條第一項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準条例第百四十三條第一項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準条例第百五十三條第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定児童発達支援事業者（福島県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年福島県条例第八十八号。以下この条において「指定通所支援等基準条例」という。）第六條第一項に規定する指定児童発達支援事業者をいう。）、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七條第二項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援等基準条例第五條に規定する指定児童発達支援をいう。第一号において同じ。）を提供する事業者を除く。）及び指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援等基準条例第六十七條第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいう。）、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援等基準条例第六十六條に規定する指定放課後等デイサービスをいう。第一号において同じ。）を提供する事業者を除く。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス等基準条例第八十條第一項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準条例第百四十三條第一項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業

所をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業所(指定障害福祉サービス等基準条例第五十三条第一項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。)、指定児童発達支援事業所(指定通所支援等基準条例第六条第一項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。)、又は指定放課後等デイサービス事業所(指定通所支援等基準条例第六十七条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。以下この号において「指定生活介護事業所等」という。)、の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護(指定障害福祉サービス等基準条例第七十九条に規定する指定生活介護をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)(指定障害福祉サービス等基準条例第四十二条に規定する指定自立支援(機能訓練)をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)(指定障害福祉サービス等基準条例第五十二条に規定する指定自立訓練(生活訓練)をいう。)、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス(以下この号において「指定生活介護等」という。))の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

二 共生型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第一百二十二条の三 第八条から第十七条まで、第十九条、第二十一条、第二十六条、第二十七条、第三十三条から第三十五条まで、第三十六条から第三十八条まで、第四十条、第五十五条、第九十八条、第一百条及び第一百一条第四項並びに前節(第一百二十二条を除く。)の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第八条第一項中「第二十九条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第六十六条に規定する運営規程をいう。第三十三条において同じ。)」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型通所介護従業者」という。)」と、「第二十七条及び第三十三条中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第一百一条第四項中「前項ただし書の場合(指定通所介護事業者が第一項に規定する設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)」とあるのは「共生型通所介護事業者が共生型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第四百四条第二号、第五百五条第五項及び第七十七条第三項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第一百一十一条第二項第三号中「次条において準用する第十九条第二項」とあるのは「第十九条第二項」と、同項第四号中「次条において準用する第二十六条」とあるのは「第二十六条」と、同項第五号中「次条において準用する第二十七条第二項」とあるのは「第二十七条第二項」と読み替えるものとする。

第一百十三条から第一百三十条まで 削除

第三百三十四条中「第三十六条まで」を「第三十五条まで、第三十六条」に改める。
 第四百四十一条第一項中「作業療法士」の下に「若しくは言語聴覚士」を加える。
 第四百四十七条第四項中「介護老人保健施設」の下に「介護医療院」を加える。
 第五百五十二条第二項中「居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サビ

スを提供する者」を「居宅介護支援事業者等」に改める。

第六百六十四条第二項中「(指定居宅介護支援等基準条例第四条第一項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。)」を削る。

第六百六十七条中「第三十二条」の下に「から第三十五条まで、第三十六条」を加える。
 第九章中第六節を第七節とし、第五節の次に次の一節を加える。

第六節 共生型居宅サービスに関する基準

(共生型短期入所生活介護の基準)

第一百八十条の二 短期入所生活介護に係る共生型居宅サービス(以下この条及び次条において「共生型短期入所生活介護」という。))の事業を行う指定短期入所事業者(指定障害福祉サービス等基準条例第二百二条第一項に規定する指定短期入所事業者をい、指定障害者支援施設(障害者総合支援法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下この条において同じ。))が指定短期入所(指定障害福祉サービス等基準条例第九十九条に規定する指定短期入所をいう。以下この条において同じ。))の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者によって利用されない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所(以下この条において「指定短期入所事業所」という。))において指定短期入所を提供する事業者に限る。が該当事業に関して満たすべき基準は、規則で定める。

(準用)

第一百八十条の三 第九条から第十三条まで、第十五条、第十六条、第十九条、第二十一条、第二十六条、第三十三条から第三十五条まで、第三十六条から第四十条まで、第五十五条、第六十七条、第九十九条、第一百条、第一百零六条及び第四百四十八条並びに第四節(第六百六十七条を除く。)の規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十三条中「運営規程」とあるのは「運営規程(第六十六条に規定する運営規程をいう。第五百五十一条第一項において同じ。)」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。)」と、第一百七十七条第三項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第五百五十一条第一項「第六十六条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程」と、同項、第五百五十四条第三項、第五百五十五条第一項及び第六十二条中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第六百六十六条第二項第二号中「次条において準用する第十九条第二項」とあるのは「第十九条第二項」と、同項第四号中「次条において準用する第二十六条」とあるのは「第二十六条」と、同項第五号中「次条において準用する第三十七条第二項」とあるのは「第三十七条第二項」と、同項第六号中「次条において準用する第三十九条第二項」とあるのは「第三十九条第二項」と読み替えるものとする。

第八百八十七条中「第三十六条まで」を「第三十五条まで、第三十六条」に改め、「静養室等」との下に「第六百六十六条第二項第二号中「次条において準用する第十九条第二項」とあるのは「第十九条第二項」と、同項第四号中「次条において準用する第二

十六条」とあるのは「第二十六条」と、同項第五号中「次条において準用する第三十七
条第二項」とあるのは「第三十七条第二項」と、同項第六号中「次条において準用する
第三十九条第二項」とあるのは「第三十九条第二項」とを加える。

第五 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職
員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士

第九十号第一項第四号イ中「食堂及び」を削り、同項に次の一号を加える。

五 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医
療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院（福島県介護医療院
の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成三十年福島県条
例第二十三号）第四十三条に規定するユニット型介護医療院をいう。以下同じ。）
に関するものを除く。）を有すること。

第九十一条中「介護老人保健施設」の下に「若しくは介護医療院」を加える。

第二百一条に次の一号を加える。
四 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護医
療院の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとな
る利用者数

第二百六条第一項に次の一号を加える。

五 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定
する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関する
ものに限る。）を有すること。

第二百十四条に次の一号を加える。

三 ユニット型介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、
利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員及び
療養室の定員を超えることとなる利用者数

第二百二十五条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲
げる措置を講じなければならない。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催する
とともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に
実施すること。

第二百三十六条中「第三十三条」の下に「から第三十五条まで、第三十六条」を加え
る。

第二百三十七条中「をいう」の下に「。以下同じ」を加える。

第二百四十七条中「第三十三条」の下に「から第三十五条まで、第三十六条」を加え
る。

第二百五十四条第一号中「利用料等」を「利用料、全国平均貸与価格等」に改め、同

条に次の一号を加える。

六 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異な
る複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供すること。

第二百五十五条第四項中「利用者」の下に「及び当該利用者に係る介護支援専門員」
を加える。

第二百六十二条中「第三十四条」の下に「第三十五条、第三十六条」を加える。

第二百六十四条中「から第三十六条まで」を「第三十五条、第三十六条」に改める。
第二百七十五条中「第三十四条」の下に「第三十五条、第三十六条」を、「利用者」

と」の下に「第三十二条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と」を加える。

附則第十三項第一号中「以下」を「老人福祉法第二十条の六に規定する軽費老人ホー
ムをいう。」（以下この号において）に改め、附則に次の一項を加える。

19 第二百九条及び第二百四十一条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又
は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平
成三十六年三月三十一日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病
床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム
その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供す
ることをいう。）を行つて指定特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関
併設型指定特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院
若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定特定施設の利
用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定特定施設
に浴室、便所及び食堂を置かないことができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第二百五十四条第一号の
改正規定は、同年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に第二条第三号に規定する指定居宅サービスを行っている事
業所において行われるこの条例による改正前の福島県居宅サービス等の事業の人員、
設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「改正前の条例」という。）第八十九
条に規定する指定居宅療養管理指導のうち、看護職員（歯科衛生士が行う居宅療養管
理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又
は准看護師をいう。）が行うものについては、改正前の条例第八十九条から第九十一
条まで及び第九十四条第三項の規定は、平成三十年九月三十日までの間、なおその効
力を有する。

（高齢福祉課介護保険室）

福島県条例第二十号

福島県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める

条例の一部を改正する条例

福島県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第八十一号）の一部を次のように改正する。
 第七条中「以下同じ。」の下に「若しくは介護医療院（法第八条第二十九項に規定する介護医療院をいう。以下同じ。）を加える。」

第十四条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。
 6 指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第二十三条の次に次の一条を加える。
 （緊急時等の対応）

第二十三条の二 指定介護老人福祉施設は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、

第三条第一項第一号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。
 第二十七条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 緊急時等における対応方法
 第四十六条中第八項を第九項とし、第七項の次に次の一項を加える。

8 ユニット型指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第五十条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 緊急時等における対応方法
附 則
 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

（高齢福祉課介護保険室）

福島県条例第二十一号

福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基

準を定める条例の一部を改正する条例

福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第八十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第六十五条―第七十条）」を
 「第七節 共生型介護予防サービスに関する基準（第六十四条の二・第六十四条の三）」を

第六十四条 第八節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第六十五条―第七十一条）に改める。

第一条中「及び員数」の下に「、第一百五十五条の二の二第一項第一号の条例で定める基準及び員数並びに同項第二号に規定する指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準」を加える。

第二条に次の一号を加える。
 八 共生型介護予防サービス 法第一百五十五条の二の二第一項の申請に係る法第五十三条第一項本文の指定を受けた者による指定介護予防サービスをいう。

第七十九条第一項を次のように改める。
 指定介護予防訪問リハビリテーションの事業を行う者（以下「指定介護予防訪問リハビリテーション事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防訪問リハビリテーション事業所」という。）ごとに置くべき従業者は次のとおりとし、その員数は、規則で定める。

一 医師
 二 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士
 第七十九条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第一号の医師は、常勤でなければならない。
 第八十条第一項中「又は介護老人保健施設」を「介護老人保健施設」に改め、「以下同じ。」の下に「又は介護医療院（法第八条第二十九項に規定する介護医療院をいう。以下同じ。）」を加える。

第八十七条中「看護職員（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。）」を削る。

第八十八条第一項第一号イ中「看護職員」を削り、同項第三号を削る。
 第八十九条第一項中「薬局又は指定訪問看護ステーション等」を「又は薬局」に改める。

第九十一条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 通常事業の実施地域

第九十五条第三項を削る。
 第二百二十九条第四項中「介護老人保健施設」の下に、「介護医療院」を、「もの（以下）」の下に「この節及び次節において」を加える。
 第九章中第七節を第八節とし、第六節の次に次の一節を加える。

第七節 共生型介護予防サービスに関する基準
 （共生型介護予防短期入所生活介護の基準）

第六十四條の二 介護予防短期入所生活介護に係る共生型介護予防サービス（以下この条及び次条において「共生型介護予防短期入所生活介護」という。）の事業を行う指定短期入所事業者（福島県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年福島県条例第九十号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準条例」という。）第百三条第一項に規定する指定短期入所事業者をいい、指定障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下この条において同じ。）が指定短期入所（指定障害福祉サービス等基準条例第九十九条に規定する指定短期入所をいう。以下この条において同じ。）の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所（以下この条において「指定短期入所事業所」という。）において指定短期入所を提供する事業者に限る。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- 一 指定短期入所事業所の居室に係る基準は、規則で定める。
- 二 指定短期入所事業所の従業者の員数が、当該指定短期入所事業所が提供する指定短期入所の利用者の数を指定短期入所の利用者及び共生型介護予防短期入所生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所事業所として必要とされる数以上であること。
- 三 共生型介護予防短期入所生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定介護予防短期入所生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第六十四條の三 第五十条の三から第五十条の七まで、第五十条の九、第五十条の十、第五十条の十三、第五十一条の二、第五十一条の三、第五十三条、第五十四条の四から第五十四条の十一まで、第百二十条の二、第百二十条の四、第百二十八条及び第百三十条並びに第四節（第百四十二条を除く。）及び第五節の規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第五十四条の四中「第五十四条」とあるのは「第百三十八条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。）」と、第百二十条の二第三項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第百三十三条第一項及び第百三十七条中「介護予防短期入所生活介護従業者」と

あるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第百四十一条第二項第二号中「次条において準用する第五十条の十三第二項」とあるのは「第五十条の十三第二項」と、同項第四号中「次条において準用する第五十一条の三」とあるのは「第五十一条の三」と、同項第五号中「次条において準用する第五十四条の八第二項」とあるのは「第五十四条の八第二項」と、同項第六号中「次条において準用する第五十四条の十第二項」とあるのは「第五十四条の十第二項」と読み替えるものとする。

第百七十三条第一項に次の一号を加える。
 五 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士

第百七十四条第一項第四号イ中「食堂及び」を削り、同項に次の一号を加える。
 五 介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院（福島県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成三十年福島県条例第二十三号）第四十三条に規定するユニット型介護医療院をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。

第百七十五条中「介護老人保健施設」の下に「若しくは介護医療院」を加える。
 第百七十九条に次の一号を加える。

四 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

第百九十一条第一項に次の一号を加える。

五 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。

第百九十五条に次の一号を加える。

三 ユニット型介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

第百九十一条に次の一節を加える。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。
- 第百二十五条中「をいう」の下に「。以下同じ」を加える。
 第百二十五条第一号中「利用料等」を「利用料、全国平均貸与価格等」に改め、同条

に次の一号を加える。
 七 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供すること。
 第二百五十一条第四項中「利用者」の下に「及び当該利用者に係る介護支援専門員」を加える。

附則に次の一項を加える。

17 第二百五条及び第二十九条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の利用に供することをいう。）を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定介護予防特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第二百五十条第一号の改正規定は、同年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に第二条第三号に規定する指定介護予防サービスを行っていたる事業所において行われるこの条例による改正前の福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「改正前の条例」という。）第八十七条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導のうち、看護職員（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。）が行うものについては、改正前の条例第八十七条から第八十九条まで及び第九十五条第三項の規定は、平成三十年九月三十日までの間、なおその効力を有する。

（高齢福祉課介護保険室）

福島県条例第二十二号

福島県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

る条例の一部を改正する条例

福島県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第八十三号）の一部を次のように改正する。
 第十六条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第四十七条中第八項を第九項とし、第七項の次に次の一項を加える。
 8 ユニット型指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

（高齢福祉課介護保険室）

福島県条例第二十三号

福島県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例

目次

- 第一章 趣旨、基本方針及び定義（第一条―第三条）
- 第二章 人員に関する基準（第四条）
- 第三章 施設及び設備に関する基準（第五条・第六条）
- 第四章 運営に関する基準（第七条―第四十二条）
- 第五章 ユニット型介護医療院の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準
 - 第一節 この章の趣旨及び基本方針（第四十三条・第四十四条）
 - 第二節 施設及び設備に関する基準（第四十五条）
 - 第三節 運営に関する基準（第四十六条―第五十四条）
- 第六章 雑則（第五十五条）

附 則

第一章 趣旨、基本方針及び定義

（趣 旨）

第一条 この条例は、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第一百十一条第一項から第三項までの規定に基づき、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。
 （基本方針）

第二条 介護医療院は、長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基ついて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、その者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2 介護医療院は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立つて介護医療院サービスの提供に努めなければならない。

3 介護医療院は、明るく家庭的な雰囲気を持ち、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者（居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）、居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。第四十四条第二項において同じ。）、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(定義)

第三条 この条例において使用する用語は、法及び介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成三十年厚生労働省令第五号。以下「基準省令」という。）において使用する用語の例による。

第二章 人員に関する基準

(従業員の員数)

第四条 法第一百一十一条第二項の規定により介護医療院に置くべき従業者は、次のとおりとする。

- 一 薬剤師
 - 二 准看護師
 - 三 介護職員
 - 四 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士
 - 五 栄養士
 - 六 介護支援専門員
 - 七 診療放射線技師
 - 八 調理員、事務員その他の従業者
- 2 前項各号に掲げる従業者の員数に関する基準は、規則で定める。
- 第三章 施設及び設備に関する基準

(施設)

第五条 介護医療院は、次に掲げる施設を有しなければならない。

- 一 談話室
- 二 食堂
- 三 浴室
- 四 レクリエーション・ルーム
- 五 洗面所
- 六 便所
- 七 サービス・ステーション
- 八 調理室

九 洗濯室又は洗濯場

十 汚物処理室

2 前項各号に掲げる施設の基準は、規則で定める。

(構造設備の基準)

第六条 介護医療院の建物（入所者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下この条及び第四十五条において同じ。）とすること。ただし、規則で定める要件を満たす二階建て又は平屋建ての介護医療院の建物にあつては、準耐火建築物（建築基準法第二条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。以下この条及び第四十五条において同じ。）とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建ての介護医療院の建物であつて、火災に係る入所者の安全性が確保されると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 前二項に定めるもののほか、介護医療院の構造設備の基準は、規則で定める。

第四章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第七条 介護医療院は、介護医療院サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、第二十九条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入所申込者の同意を得なければならない。

2 介護医療院は、入所申込者又はその家族からの申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて規則で定めるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該介護医療院は、当該文書を交付したものとみなす。

3 前項に掲げる方法は、入所申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第二項の「電子情報処理組織」とは、介護医療院の使用に係る電子計算機と、入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 介護医療院は、第二項の規定により第一項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入所申込者又はその家族に対し、規則に定める電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

6 前項の規定による承諾を得た介護医療院は、当該入所申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けたい旨の申出があつたときは、当該入所申込者又はその家族に対し、第一項に規定する重要事項の提供を電磁的方法に

よつてしてはならない。ただし、当該入所申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第八条 介護医療院は、正当な理由なく介護医療院サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第九条 介護医療院は、入所申込者の病状等を勘案し、入所申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認められた場合は、適切な病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第十条 介護医療院は、介護医療院サービスの提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によつて、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

2 介護医療院は、前項の被保険者証に法第七十三条第二項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、介護医療院サービスを提供するように努めなければならない。

(要介護認定の申請に係る援助)

第十一条 介護医療院は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が行われているかどうかを確認し、当該申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 介護医療院は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の三十日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(入退所)

第十二条 介護医療院は、その心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他医療等が必要であると認められる者を対象に、介護医療院サービスを提供するものとする。

2 介護医療院は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合には、長期にわたる療養及び医学的管理の下における介護の必要性を勘案し、介護医療院サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。

3 介護医療院は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等(法第八条第二十四項に規定する指定居宅サービス等をいう。第二十八条において同じ。)の利用状況等の把握に努めなければならない。

4 介護医療院は、入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容を記録しなければならない。

5 前項の検討に当たっては、医師、薬剤師、看護師又は准看護師、介護職員、介護支

援専門員等の従業者の間で協議しなければならない。

6 介護医療院は、入所者の退所に際しては、入所者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、退所後の主治の医師に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

第十三条 介護医療院は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載しなければならない。

2 介護医療院は、介護医療院サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

(利用料等の受領)

第十四条 介護医療院は、法定代理受領サービス(法第四十八条第四項の規定により施設介護サービス費(同条第一項に規定する施設介護サービス費をいう。以下この項及び第四十六条第一項において同じ。))が入所者に代わり当該介護医療院に支払われる場合の当該施設介護サービスに係る介護医療院サービスをいう。以下同じ。に該当する介護医療院サービスを提供した際には、入所者から利用料(施設介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。)の一部として、当該介護医療院サービスについて法第四十八条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算出した費用の額(その額が現に当該介護医療院サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に介護医療院サービスに要した費用の額とする。次項及び第四十六条において「施設サービス費用基準額」という。)から当該介護医療院に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得られた額の支払を受けるものとする。

2 介護医療院は、法定代理受領サービスに該当しない介護医療院サービスを提供した際に入所者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 介護医療院は、前二項の支払を受ける額のほか、規則で定める費用の額の支払を受けることができる。

4 介護医療院は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又は家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。ただし、規則で定める費用に係る同意については、文書によるものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第十五条 介護医療院は、法定代理受領サービスに該当しない介護医療院サービスに係る費用の支払を受けた場合は、提供した介護医療院サービスの内容及び費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付しなければならない。

(介護医療院サービスの取扱方針)

第十六条 介護医療院は、施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を踏まえて、その者の療養を妥当適切に行わなければならない。

2 介護医療院サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。

3 介護医療院の従業者は、介護医療院サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならない。

4 介護医療院は、介護医療院サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他人所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

5 介護医療院は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

6 介護医療院は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

7 介護医療院は、自らその提供する介護医療院サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

第十七条 介護医療院の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下この条及び第二十八条において「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。

3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

4 計画担当介護支援専門員は、前項の規定による解決すべき課題の把握（次項及び第九項において「アセスメント」という。）に当たっては、入所者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

5 計画担当介護支援専門員は、入所者の希望、入所者についてのアセスメントの結果

及び医師の治療の方針に基づき、入所者の家族の希望を勘案して、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、介護医療院サービスの目標及びその達成時期、介護医療院サービスの内容、介護医療院サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する介護医療院サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。第十一項において同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

7 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得なければならない。

8 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入所者に交付しなければならない。

9 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握（入所者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。

10 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する施設サービス計画の実施状況の把握（第二号において「モニタリング」という。）に当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

一 定期的に入所者に面接すること。

二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

11 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

一 入所者が法第二十八条第二項に規定する要介護更新認定を受けた場合

二 入所者が法第二十九条第一項に規定する要介護状態区分の変更を受けた場合

合

12 第二項から第八項までの規定は、第九項に規定する施設サービス計画の変更について準用する。

第十八条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一 診療は、一般に医師として必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行う。

二 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、入所者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行う。

三 常に入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め、

入所者又はその家族に対し、適切な指導を行う。

四 検査、投薬、注射、処置等は、入所者の病状に照らして妥当適切に行う。

五 特殊な療法、新しい療法等については、基準省令第十八条第五号の厚生労働大臣が定めるもののほか行つてはならない。

六 基準省令第十八条第六号の厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を入所者に施用し、又は処方してはならない。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四十五号）第二条第十七項に規定する治験に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合においては、この限りではない。

（必要な医療の提供が困難な場合等の措置等）

第十九条 介護医療院の医師は、入所者の病状からみて当該介護医療院において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、協力病院その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求め等診療について適切な措置を講じなければならない。

2 介護医療院の医師は、不必要に入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させてはならない。

3 介護医療院の医師は、入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させる場合には、当該病院又は診療所の医師又は歯科医師に対し、当該入所者の診療状況に関する情報の提供を行わなければならない。

4 介護医療院の医師は、入所者が往診を受けた医師若しくは歯科医師又は入所者が通院した病院若しくは診療所の医師若しくは歯科医師から当該入所者の療養上必要な情報の提供を受けるものとし、その情報により適切な診療を行わなければならない。

（機能訓練）

第二十条 介護医療院は、入所者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他適切なりハビリテーションを計画的に行わなければならない。

（看護及び医学的管理の下における介護）

第二十一条 看護及び医学的管理の下における介護は、入所者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、入所者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

2 介護医療院は、一週間に二回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきしなければならない。

3 介護医療院は、入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

4 介護医療院は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。

5 介護医療院は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

6 介護医療院は、前各項に定めるほか、入所者に対し、離床、着替え、整容その他日

常生活上の世話を適切に行わなければならない。

7 介護医療院は、その入所者に対して、入所者の負担により、当該介護医療院の従業員以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

（食事の提供）

第二十二条 入所者の食事は、栄養並びに入所者の身体の状況、病状及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行われなければならない。

2 入所者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならない。

（相談及び援助）

第二十三条 介護医療院は、常に入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等の確かな把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（その他のサービスの提供）

第二十四条 介護医療院は、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行うよう努めるものとする。

2 介護医療院は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

（入所者に関する市町村への通知）

第二十五条 介護医療院は、介護医療院サービスを受けている入所者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

一 正当な理由なしに介護医療院サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたとき。

二 偽りその他不正の行為によつて保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

（管理者による管理）

第二十六条 介護医療院の管理者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護医療院の管理上支障のない場合は、同一敷地内にある他の事業所若しくは施設等又はサテライト型特定施設（指定地域密着型サービス）の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）

第一百十条第四項に規定するサテライト型特定施設をいう。）若しくはサテライト型居住施設（同令第三十一条第四項に規定するサテライト型居住施設をいう。）の職務に従事することができるものとする。

（管理者の責務）

第二十七条 介護医療院の管理者は、当該介護医療院の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 介護医療院の管理者は、従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

3 介護医療院の管理者は、介護医療院に医師を宿直させなければならない。ただし、当該介護医療院の入所者に対するサービスの提供に支障がない場合にあつては、この限りではない。

(計画担当介護支援専門員の責務)

第二十八条 計画担当介護支援専門員は、第十七条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 入所申込者の入所に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。
- 二 入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容を記録すること。
- 三 入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。
- 四 第三十八条第二項の規定による苦情の内容等の記録を行うこと。
- 五 第四十条第三項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録を行うこと。

(運営規程)

第二十九条 介護医療院は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第三十五条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 入所定員(Ⅰ型療養床に係る入所定員の数、Ⅱ型療養床に係る入所定員の数及びその合計数をいう。)
- 四 入所者に対する介護医療院サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- 五 施設の利用に当たっての留意事項
- 六 非常災害対策
- 七 その他施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第三十条 介護医療院は、入所者に対し、適切な介護医療院サービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 介護医療院は、当該介護医療院の従業者によって介護医療院サービスを提供しなければならぬ。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。

3 介護医療院は、従業者に対し、その資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第三十一条 介護医療院は、入所定員及び療養室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(非常災害対策)

第三十二条 介護医療院は、当該介護医療院の置かれた状況により、火災、風水害、地

震、津波その他の災害の態様ごとに非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第三十三条 介護医療院は、入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

- 2 介護医療院は、当該介護医療院において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - 一 当該介護医療院における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね二月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - 二 当該介護医療院における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - 三 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。
 - 四 前三号に掲げるもののほか、基準省令第三十三条第二項第四号の厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

3 介護医療院の管理者は、次に掲げる業務を委託する場合は、医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)第九条の八、第九条の九、第九条の十二、第九条の十三、別表第一の二及び別表第一の三の規定を準用する。この場合において、同令第九条の八第一項中「法第十五条の二の規定による人体から排出され」とあるのは「人体から排出され」と、同令第二項中「法第十五条の二の規定による検体検査」とあるのは「検体検査」と、第九条の九第一項中「法第十五条の二の規定による医療機器又は医学的処置若しくは手術」とあるのは「医療機器又は医学的処置」と、第九条の十二中「法第十五条の二の規定による第九条の七に定める医療機器」とあるのは「医薬品医療機器等法第二条第八項に規定する特定保守管理医療機器」と、第九条の十三中「法第十五条の二の規定による医療」とあるのは「医療」と読み替えるものとする。

- 一 規則で定める検体検査の業務
- 二 医療機器又は医学的処置の用に供する衣類その他の繊維製品の滅菌又は消毒の業務
- 三 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第八項に規定する特定保守管理医療機器の保守点検の業務
- 四 医療の用に供するガスの供給設備の保守点検の業務(高压ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)の規定により高压ガスを製造又は消費する者が自ら行わなければならないものを除く。)

(協力病院)

第三十四条 介護医療院は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力病

院を定めておかなければならない。

2 介護医療院は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(揭示)

第三十五条 介護医療院は、当該介護医療院の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第三十六条 介護医療院の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 介護医療院は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 介護医療院は、居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得ておかなければならない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第三十七条 介護医療院は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該介護医療院を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 介護医療院は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該介護医療院からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情処理)

第三十八条 介護医療院は、提供した介護医療院サービスに関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 介護医療院は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 介護医療院は、提供した介護医療院サービスに関し、法第二十三条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、入所者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 介護医療院は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

5 介護医療院は、提供した介護医療院サービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）が行う法第七十六条第一項第三号の規定による調査に協力するとともに、連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 介護医療院は、連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を連合会に

報告しなければならない。

(地域との連携等)

第三十九条 介護医療院は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

2 介護医療院は、その運営に当たっては、提供した介護医療院サービスに関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第四十条 介護医療院は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 事故が発生した場合の対応、次号の報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。

三 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

2 介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 介護医療院は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第四十一条 介護医療院は、介護医療院サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第四十二条 介護医療院は、従業者、施設及び構造設備並びに会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。

一 施設サービス計画

二 第十二条第四項の規定による居室において日常生活を営むことができるかどうかについての検討の内容等の記録

三 第十三条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

四 第十六条第五項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

五 第二十五条の規定による市町村への通知に係る記録

六 第三十八条第二項の規定による苦情の内容等の記録

七 第四十条第三項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての

記録

第五章 ユニット型介護医療院の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基

準

第一節 この章の趣旨及び基本方針

(この章の趣旨)

第四十三条 第二条、第三章及び前章の規定にかかわらず、ユニット型介護医療院(施設の全部において少数の療養室及び当該療養室に近接して設けられる共同生活室(当該療養室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。第四十五条及び第四十九条において同じ。))により一体的に構成される場所(以下「ユニット」という。))ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる介護医療院をいう。以下同じ。))の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

(基本方針)

第四十四条 ユニット型介護医療院は、長期にわたり療養が必要である入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、各ユニットにおいてその入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

2 ユニット型介護医療院は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第二節 施設及び設備に関する基準

(施設)

第四十五条 ユニット型介護医療院は、次に掲げる施設を有しなければならない。

- 一 ユニット
- 二 診察室
- 三 処置室
- 四 機能訓練室
- 五 浴室
- 六 サービス・ステーション
- 七 調理室
- 八 洗濯室又は洗濯場
- 九 汚物処理室
- 3 前項各号に掲げる施設の基準は、規則で定める。
- 3 前二項に規定するもののほか、ユニット型介護医療院の建物(入居者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この項及び次項において同じ。))は、耐火建築物とすること。ただし、規則で定める要件を満たす二階建て又は平屋建てのユニット型介護医療院の建物にあつては、準耐火建築物とすることができる。

4 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建てのユニット型介護医療院の建物であつて、火災に係る入居者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

5 前各項に規定するもののほか、ユニット型介護医療院の設備構造の基準は、規則で定める。

第三節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第四十六条 ユニット型介護医療院は、法定代理受領サービスに該当する介護医療院サービスを提供した際には、入居者から利用料の一部として、施設サービス費用基準額から当該ユニット型介護医療院に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 ユニット型介護医療院は、法定代理受領サービスに該当しない介護医療院サービスを提供した際に入居者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 ユニット型介護医療院は、前二項の支払を受ける額のほか、規則で定める費用の額の支払を受けることができる。

4 ユニット型介護医療院は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入居者の同意を得なければならない。ただし、規則で定める費用に係る同意については、文書によるものとする。

(介護医療院サービスの取扱方針)

第四十七条 介護医療院サービスは、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

2 介護医療院サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。

3 介護医療院サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。

4 介護医療院サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。

5 ユニット型介護医療院の従業者は、介護医療院サービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

6 ユニット型介護医療院は、介護医療院サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

7 ユニット型介護医療院は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

8 ユニット型介護医療院は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

9 ユニット型介護医療院は、自らその提供する介護医療院サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

第四十八条 (看護及び医学的管理の下における介護)

看護及び医学的管理の下における介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

2 ユニット型介護医療院は、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況、病状、その置かれている環境等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。

3 ユニット型介護医療院は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

4 ユニット型介護医療院は、入居者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。

5 ユニット型介護医療院は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。

6 ユニット型介護医療院は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

7 ユニット型介護医療院は、前各項に定めるほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。

8 ユニット型介護医療院は、その入居者に対して、入居者の負担により、当該ユニット型介護医療院の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事)

第四十九条 ユニット型介護医療院は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

2 ユニット型介護医療院は、入居者の心身の状況、症状、その置かれている環境等に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

3 ユニット型介護医療院は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるように必要な時間を確保しなければならない。

4 ユニット型介護医療院は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援しなければならない。

(その他のサービスの提供)

第五十条 ユニット型介護医療院は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

2 ユニット型介護医療院は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

第五十一条 ユニット型介護医療院は、次に掲げる施設の運営について重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

一 施設の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 入居定員（I型療養床に係る入居定員の数、II型療養床に係る入居定員の数及びその合計数をいう。）

四 ユニットの数及びユニットごとの入居定員

五 入居者に対する介護医療院サービスの内容及び利用料その他の費用の額

六 施設の利用に当たっての留意事項

七 非常災害対策

八 その他施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第五十二条 ユニット型介護医療院は、入居者に対し、適切な介護医療院サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、規則で定める職員配置を行わなければならない。

3 ユニット型介護医療院は、当該ユニット型介護医療院の従業者によって介護医療院サービスを提供しなければならない。ただし、入居者に対する介護医療院サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。

4 ユニット型介護医療院は、従業者に対し、その資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第五十三条 ユニット型介護医療院は、ユニットごとの入居定員及び療養室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(準用)

第五十四条 第七条から第十三条まで、第十五条、第十七条から第二十条まで、第二十三、第二十五条から第二十八条まで及び第三十二条から第四十二条までの規定は、ユニット型介護医療院について準用する。この場合において、第七条第一項中「第二十九条に規定する運営規程」とあるのは「第五十一条に規定する重要事項に関する規程」と、第二十七条第二項中「この章」とあるのは「第五章第三節」と、第四十二条第二項第四号中「第十六条第五項」とあるのは「第四十七条第七項」と読み替えるものとする。

第六章 雑則

(委任)

第五十五条 この条例の施行に關して必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第七条第二項第四号に規定する療養病床等(以下「療養病床等」という。)を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換(当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム(老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。))その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の利用に供することをいう。以下同じ。)を行つて介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の建物については、第六条第一項及び第四十五条第三項の規定は、適用しない。

3 平成十八年七月一日から平成三十年三月三十一日までの間に、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行つて介護老人保健施設(以下「介護療養型老人保健施設」という。)を開設した場合であつて、平成三十六年三月三十一日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の建物については、第六条第一項及び第四十五条第三項の規定は、適用しない。

(高齢福祉課介護保険室)

福島県条例第二十四号

福島県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例

福島県自殺対策緊急強化基金条例(平成二十一年福島県条例第七十三号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成三十年十二月三十一日」を「平成三十一年十二月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(障がい福祉課)

福島県条例第二十五号

福島県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

第一条 福島県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年福島県条例第九十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第四十五条―第四十九条)」を 「第五節 共生型障害福祉サービスに関する基準(第四十四条の二―第四十四条の四)」に、

「第五節 共生型障害福祉サービスに関する基準(第九十五条―第九十八条)」を 「第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第九十一条―第九十二条)」に、

「第五節 共生型障害福祉サービスに関する基準(第九十一条―第九十二条)」を 「第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第九十一条―第九十二条)」に、

に、「第十三章 共同生活援助」を

第十四章 自立生活援助

第一節 基本方針(第九十四条の十三)

第二節 人員に関する基準(第九十四条の

第三節 設備に関する基準(第九十四条の

第四節 運営に関する基準(第九十四条の

第十五章 共同生活援助

三・第九十四条の四)

五)

六・第九十四条の十二)

に、

十四・第九十四条の十五)

十六)

十七・第九十四条の二十)

「第五節 外部サービス利用型指定共同生活援助

及び運営に関する基準

第一款 この節の趣旨及び基本方針(第二

第二款 人員に対する基準(第二十一条の四

第三款 設備に関する基準(第二十一条の六

第四款 運営に関する基準(第二十一条の七

「第五節 日中サービス支援型指定共同生活

及び運営に関する基準

第一款 この節の趣旨及び基本方針(第

第二款 人員に関する基準(第二十一条

第三款 設備に関する基準(第二十一条

第四款 運営に関する基準(第二十一条

第六節 外部サービス利用型指定共同生活

及び運営に関する基準

第一款 この節の趣旨及び基本方針(第

第二款 人員に関する基準(第二十一条

第三款 設備に関する基準(第二十一条

第四款 運営に関する基準(第二十一条

に、「第十四章 多機能型に関する特例(

第十五章 削除

に、

二百一条の二・第二百一条の三)

の四・第二百一条の五)

の六)

の七・第二百一条の十一)

の七・第二百一条の十二・第二百一条の十三)

の十四・第二百一条の十五)

の十六)

の十七・第二百一条の二十二)

第二百二条・第二百三条)

を「第十六章 多機能型に関する特例(第二百二条・第

二百三条)」に、「第十六章」を「第十七章」に、「第十八章」に改

める。

第二条第三号中「第五条第二十一項」を「第五条第二十三項」に改め、同条第十六

号中「指定放課後等デイサービスの事業」の下に、「指定通所支援条例第七十二条の

七に規定する指定居宅訪問児童発達支援の事業」を加え、同号を同条第十七号とし、

同条第十五号を同条第十六号とし、同条第十四号の次に次の一号を加える。

十五 共生型障害福祉サービス 法第四十一条の第二項の申請に係る法第二十九

条第一項の指定を受けた者による指定障害福祉サービスをいう。

第四条第一項中「第十三章」を「第十五章」に改める。

第六条第一項中「第二十一条の二及び第二十一条の十第二項」を「第二十一条の十

二及び第二十一条の二十第二項」に改める。

第四十九条第一項及び第二項中「前節」を「第四節」に改める。

第二章中第五節を第六節とし、第四節の次に次の一節を加える。

第五節 共生型障害福祉サービスに関する基準

(共生型居宅介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準)

第四十四条の二 居宅介護に係る共生型障害福祉サービス(以下「共生型居宅介護」

という。)の事業を行う指定訪問介護事業者(福島県指定居宅サービス等の事業の

人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年福島県条例第八十号。

以下「指定居宅サービス等条例」という。)第五条第一項に規定する指定訪問介護

事業者をいう。以下同じ。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりと

する。

一 指定訪問介護事業所(指定居宅サービス等条例第五条第一項に規定する指定訪

問介護事業所をいう。以下同じ。)の従業者の員数が、当該指定訪問介護事業所

が提供する指定訪問介護(指定居宅サービス等条例第四条に規定する指定訪問介

護をいう。以下同じ。)の利用者の数を指定訪問介護の利用者の数及び共生型居

宅介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所

として必要とされる数以上であること。

二 共生型居宅介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定居宅介

護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型重度訪問介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準)

第四十四条の三 重度訪問介護に係る共生型障害福祉サービス(以下「共生型重度訪

問介護」という。)の事業を行う指定訪問介護事業者が当該事業に関して満たすべ

き基準は、次のとおりとする。

一 指定訪問介護事業所の従業者の員数が、当該指定訪問介護事業所が提供する指

定訪問介護の利用者の数を指定訪問介護の利用者の数及び共生型重度訪問介護の

利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必

要とされる数以上であること。

二 共生型重度訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定重度訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。
 (準用)

第四十四条の四 第五条(第三項及び第四項を除く。)、第六条第二項及び第三項、第七條並びに前節(第四十四条を除く。)の規定は、共生型居宅介護及び共生型重度訪問介護の事業について準用する。

第八十条第一項第二号中「第十六章」を「第十七章」に改める。
 第八十条の次に次の一条を加える。

第八十一条の次に次の一条を加える。
 (職場への定着のための支援の実施)

第八十七条の二 指定生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

第九十六条第一号及び第二号を次のように改める。

一 指定通所介護事業者等であつて、地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等を提供するものであること。

二 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

第九十七条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。)」

又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。)」

を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者を除く。以下この条、第百十一条、第百五十条の二及び第百六十条の二において同じ。)」に、「指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第六十二條に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)」又は指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第七十条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)」を「指定小規模多機能型居宅介護等(指定介護予防小規模多機能型居宅介護を除く。以下この条、第百十一条、第百五十条の二及び第百六十条の二において同じ。)」に、「指定地域密着型サービス基準第四十四条第一項に規定する通いサービスをいう。以下この条、第百十一条、第百五十条の二及び第百六十条の二において同じ。)」を「指定地域密着型サービス基準第六十三條第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)」又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)」を「指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)」(以下これを「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。))を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条、第百十一条、第百五十条の二及び第百六十条の二において同じ。)」に改め、同条第一号中「指定地域密着型サービス基準第六十三條第一項又は第百七十一条第一項に規定する登録者をいう。以下同じ。)」を「指定地域密着型サービス基準第四十四条第一項に規定する登録者を除く。第百十一条、第百五十条の二及び第百六十条の二において同じ。)」に、「第五十五条の八」を「第五十五条の十二」に、「第七十二条の四」を「第七十二条の六」に、「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第六十三條第七項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等(サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条、第百一条、第百五十条の二及び第百六十条の二において同じ。)」に改め、同条第二号中「第五十五条の八」を「第五十五条の十二」に、「第七十二条の四」を「第七十二条の六」に、「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条第三号中「指定地域密着型サービス基準第六十七條第二項第一号又は第百七十五条第二項第一号に規定する居間及び食堂をいう。以下同じ。)」を「指定地域密着型介護予防サービス基準第四十八條第二項第一号に規定する居間及び食堂を除く。第百十一条、第百五十条の二及び第百六十条の二において同じ。)」に改め、同条第四号中「第五十五条の八」を「第五十五条の十二」に、「第七十二条の四」を「第七十二条の六」に改める。

第四章第五節を第六節とし、第四節の次に次の一節を加える。

第五節 共生型障害福祉サービスに関する基準

(共生型生活介護の事業を行う指定児童発達支援事業者等の基準)

第九十五条の二 生活介護に係る共生型障害福祉サービス(以下「共生型生活介護」という。))の事業を行う指定児童発達支援事業者(指定通所支援条例第六條第一項に規定する指定児童発達支援事業者をいう。))又は指定放課後等デイサービス事業者(指定通所支援条例第六十七條第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいう。))が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定児童発達支援事業所(指定通所支援条例第六條第一項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。第百二条において同じ。))又は指定放課後等デイサービス事業所(指定通所支援条例第六十七條第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。第百二条において同じ。)) (以下「指定児童発達支援事業所等」という。))の従業者の員数が当該指定児童発達支援事業所等が提供する指定児童発達支援(指定通所支援条例第五條に規定する指定児童発達支援をいう。))又は指定放課後等デイサービス(指定通所支援条例第六十六條に規定する指定放課後等デイサービスをいう。)) (以下「指定児童発達支援等」という。))を受け、障害児の数を指定児童発達支援等を受ける障害児の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定児童発達支援事業所等とし

る指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)) (以下これを「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。))を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条、第百十一条、第百五十条の二及び第百六十条の二において同じ。)」に改め、同条第一号中「指定地域密着型サービス基準第六十三條第一項又は第百七十一条第一項に規定する登録者をいう。以下同じ。)」を「指定地域密着型サービス基準第四十四条第一項に規定する登録者をいう。以下同じ。)」を「指定地域密着型サービス基準第七十条に規定する登録者を除く。第百十一条、第百五十条の二及び第百六十条の二において同じ。)」に、「第五十五条の八」を「第五十五条の十二」に、「第七十二条の四」を「第七十二条の六」に、「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第六十三條第七項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等(サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条、第百一条、第百五十条の二及び第百六十条の二において同じ。)」に改め、同条第二号中「第五十五条の八」を「第五十五条の十二」に、「第七十二条の四」を「第七十二条の六」に、「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条第三号中「指定地域密着型サービス基準第六十七條第二項第一号又は第百七十五条第二項第一号に規定する居間及び食堂をいう。以下同じ。)」を「指定地域密着型介護予防サービス基準第四十八條第二項第一号に規定する居間及び食堂を除く。第百十一条、第百五十条の二及び第百六十条の二において同じ。)」に改め、同条第四号中「第五十五条の八」を「第五十五条の十二」に、「第七十二条の四」を「第七十二条の六」に改める。

て必要とされる数以上であること。

二 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第九十五条の二 共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者(指定居宅サービス等条例第九十九条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。)

一 指定通所介護事業者(指定居宅サービス等条例第九十九条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。)

二 指定通所介護事業者(指定居宅サービス等条例第九十九条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。)

三 指定通所介護事業者(指定居宅サービス等条例第九十九条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。)

四 指定通所介護事業者(指定居宅サービス等条例第九十九条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。)

五 指定通所介護事業者(指定居宅サービス等条例第九十九条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。)

六 指定通所介護事業者(指定居宅サービス等条例第九十九条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。)

七 指定通所介護事業者(指定居宅サービス等条例第九十九条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。)

八 指定通所介護事業者(指定居宅サービス等条例第九十九条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。)

九 指定通所介護事業者(指定居宅サービス等条例第九十九条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。)

十 指定通所介護事業者(指定居宅サービス等条例第九十九条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。)

十一 指定通所介護事業者(指定居宅サービス等条例第九十九条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。)

たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)

二 指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)

三 指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)

四 指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)

五 指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)

六 指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)

七 指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)

八 指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)

九 指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)

十 指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)

十一 指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)

十二 指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)

十三 指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)

十四 指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)

十五 指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)

十六 指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)

十七 指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)

十八 指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)

十九 指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)

利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。以下この条、第百四十九条の三及び第百五十九条の三において同じ。）を登録定員の二分の一から十五人（登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等）に次は次の表の上欄に掲げる登録定員の人数に応じそれぞれ同表の下欄に定める人数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等）に次は十二人）までの範囲内とすること。

登録定員	通いサービスの利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

三 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂（指定地域密着型サービス基準第六十七条第二項第一号若しくは第百七十五条第二項第一号又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十八条第二項第一号に規定する居間及び食堂をいう。以下同じ。）は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

四 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条若しくは第百七十一条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条に規定する基準を満たしていること。

五 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第九十五条の五

第十条から第十八条まで、第二十条、第二十一条、第二十三条、第二十四条、第二十九条、第三十七条から第四十二条まで、第五十二条、第五十九条から第六十二条まで、第六十八条、第七十条から第七十二条まで、第七十五条から第七十七条まで、第七十九条、第八十一条及び前節（第九十五条を除く。）の規定は、共生型生活介護の事業について準用する。

第百条第一項第二号中「又は第二百一条の四第一項」を、「第二百一条の二に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業者又は第二百一条の十四第一項」に改め、同号ア中「又は第二百一条の二」を、「第二百一条の二に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助又は第二百一条の十二」に改め、「規定する指定共同生活援助事業所をいう。以下この章において同じ。」の下に、「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所（第二百一条の四第一項に規定する日中サービス支援型指定共同

生活援助事業所をいう。以下この章において同じ。）を加え、「第二百一条の四第一項」を「第二百一条の十四第一項」に改め、同条第二項第二号中「指定自立訓練（生活訓練）事業所等である」を「指定自立訓練（生活訓練）事業者等（第二百一条の二に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業者を除く。）である」に改め、同号ア中「指定自立訓練（生活訓練）等」の下に「（第二百一条の二に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助を除く。）を、「当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等」の下に「（日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を除く。以下このアにおいて同じ。）」を加え、同条第三項第一号中「第百九十六条第一項に規定する」を削り、「指定共同生活援助事業所」の下に「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」を加え、「第二百一条の四第一項に規定する」を削り、同号ア中、「第二百一条の二」を、「第二百一条の二に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助、第二百一条の十二に改める。」

第百九条第二号中「第二百一条の四第一項」を「第二百一条の十四第一項」に改める。

第百十一条第一号中「指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」に、「第五十五条の八」を「第五十五条の十二」に、「第七十二条の四」を「第七十二条の六」に、「指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護」を「指定小規模多機能型居宅介護等」に改め、同項第二号中「第五十五条の八」を「第五十五条の十二」に、「第七十二条の四」を「第七十二条の六」に、「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改める。

第五章中第五節を第六節とし、第四節の次に次の一節を加える。

第五節 共生型障害福祉サービスに関する基準

（共生型短期入所の事業を行う指定短期入所生活介護事業者等の基準）

第一百十条の二 短期入所に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型短期入所」という。）の事業を行う指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等条例第四十七条第一項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。）又は指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第八十二号。以下「指定介護予防居宅サービス等条例」という。）第百二十九条第一項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス等条例第百四十七条第一項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。）又は指定介護予防短期入所生活介護事業所（指定介護予防居宅サービス等条例第百二十九条第一項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所をいう。）（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）の居室の面積を、指定短期入所生活介護（指定居宅サービス

等条例第四百六十六条に規定する指定短期入所生活介護をいう。又は指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防居宅サービス等条例第二百二十八条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。）（以下「指定短期入所生活介護等」という。）の利用者の数と共生型短期入所の利用者の数の合計数で除して得た面積が十・六五平方メートル以上であること。

二 指定短期入所生活介護事業等の従業者の員数が、当該指定短期入所生活介護事業等が提供する指定短期入所生活介護等の利用者の数を指定短期入所生活介護等の利用者の数及び共生型短期入所の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所生活介護事業等として必要とされる数以上であること。

三 共生型短期入所の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第一百十條の三 共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定小規模多機能型居宅介護事業所に個室（指定地域密着型サービス基準第六十七條第二項第二号ハ若しくは第七十五條第二項第二号ハ又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十八條第二項第二号ハに規定する個室をいう。以下この号において同じ。）以外の宿泊室を設ける場合は、当該個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービス（指定地域密着型サービス基準第六十三條第五項若しくは第七十一條第六項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四條第五項に規定する宿泊サービスをいう。次号において同じ。）の利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね七・四三平方メートル以上であること。

二 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する宿泊サービスの利用者の数を宿泊サービスの利用者の数及び共生型短期入所の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。

三 共生型短期入所の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第一百十條の四 第十條、第十二條から第十八條まで、第二十條、第二十一條、第二十三條、第二十四條、第二十九條、第三十條、第三十七條から第四十三條まで、第五十二條、第六十二條、第六十八條、第七十條から第七十二條まで、第七十五條、第七十六條、第八十九條、第九十二條から第九十四條まで、第九十九條及び前節（第九十九條及び第一百十條を除く。）の規定は、共生型短期入所の事業について準用する。

第一百十四條第四項中「サービスクラス」を削る。

第一百二十條第一項中「サービスクラス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同条第二十一條の見出しを「重度障害者等包括支援計画の作成」に改め、同条第一項

中「重度障害者等包括支援サービス利用計画（以下この章において「サービス利用計画」という。）を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「から第三項まで」を「及び第二項」に、「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同項を同条第四項とする。

第一百四十二條中「省令第六條の七第一号に規定する者に対して」を削る。

第一百四十九條中「第八十八條」を「第八十七條の二」に改める。

第五十條の二中「次の各号」を「次」に、「指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」に、「指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護」を「指定小規模多機能型居宅介護等」に改め、同条第一号中「第五十五條の八」を「第五十五條の十二」に、「第七十二條の四」を「第七十二條の六」に、「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条第一号中「第五十五條の八」を「第七十二條の四」に、「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条第四号中「第五十五條の八」を「第五十五條の十二」に、「第七十二條の四」を「第七十二條の六」に改める。

第八章第五節を第六節とし、第四節の次に次の一節を加える。

第五節 共生型障害福祉サービスに関する基準

（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所介護事業者等の基準）

第一百四十九條の二 自立訓練（機能訓練）に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型自立訓練（機能訓練）」という。）の事業を行う指定通所介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定通所介護事業者等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

二 指定通所介護事業者等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

三 共生型自立訓練（機能訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第一百四十九條の三 共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居

宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- 一 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を二十九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等）にあっては、十八人）以下とすること。
- 二 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う指定小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスの利用定員を登録定員の二分の一から十五人（登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等）にあっては次の表の上欄に掲げる登録定員の人数に応じそれぞれ同表の下欄に定める人数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等）にあっては十二人）までの範囲内とすること。

登録定員	通いサービスの利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

三 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

四 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条若しくは第七十一条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条に規定する基準を満たしていること。

五 共生型自立訓練（機能訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第百四十九条の四 第十条から第二十一条まで、第二十三条、第二十四条、第二十九条、第三十七条から第四十二条まで、第五十二条、第五十九条から第六十二条まで、第六十八条、第七十条から第七十二条まで、第七十五条から第七十七条まで、第八十一条、第八十七条の二から第九十四条まで、第百四十二条及び前節（第百四十九条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。

第百五十二条中「、省令第六条の七第二号に規定する者に対して」を削る。

第百五十九条中「第八十八条」を「第八十七条の二」に改め、「第七十七条第二項第一号中「第六十条」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同項第二号中「第五十五条第一項」とあるのは「第百五十六条第一項及び第二項」と、同項第三号中「第

六十七條」とあるのは「第百五十九條において準用する第九十條」と、同項第四号中「第七十五條第二項」とあるのは「第百五十九條において準用する第七十五條第二項」と、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第百五十九條」とを削る。

第百六十條の二中「次の各号」を「次」に、「指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」に、「指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護」を「指定小規模多機能型居宅介護等」に改め、同条第一号中「第五十五條の八」を「第五十五條の十二」に、「第七十二條の四」を「第七十二條の六」に改め、同条第二号中「第五十五條の八」を「第五十五條の十二」に、「第七十二條の四」を「第七十二條の六」に改め、同条第四号中「第五十五條の八」を「第五十五條の十二」に、「第七十二條の四」を「第七十二條の六」に改める。

第五節 共生型障害福祉サービスに関する基準

（共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定通所介護事業者等の基準）

第百五十九條の二 自立訓練（生活訓練）に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型自立訓練（生活訓練）」という。）の事業を行う指定通所介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定通所介護事業者等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と共生型自立訓練（生活訓練）の利用者の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

二 指定通所介護事業者等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業者等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型自立訓練（生活訓練）の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業者等として必要とされる数以上であること。

三 共生型自立訓練（生活訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第百五十九條の三 共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定小規模多機能型居宅介護事業者等の登録定員を二十九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所）にあっては、十八人）以下とすること。

二 指定小規模多機能型居宅介護事業者等が行う指定小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスの利用定員を登録定員の二分の一から十五人（登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等）にあっては次の表の上欄に掲げる登録定員の人数に応じそれぞれ同表の下欄に定める人数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所）にあっては十二人）までの範囲内とすること。

登録定員	通いサービスの利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

三 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

四 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条若しくは第七十一条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条に規定する基準を満たしていること。

五 共生型自立訓練（生活訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第二百五十九条の四 第十条から第十九条まで、第二十一条、第二十四条、第二十九条、第三十七条から第四十二条まで、第五十二条、第五十九条から第六十二条まで、第六十八条、第七十条から第七十二条まで、第七十五条、第七十六条、第八十一条、第八十七条の二から第九十四条まで、第四百四十七条、第四百四十八条、第五百二十二条及び前節（第二百五十九条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。

第六百六十八条の前に次の一条を加える。

（通勤のための訓練の実施）

第六百六十七条の二 指定就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しなければならない。

第七十二条中「第八十六条」の下に、「第八十七条、第八十八条」を加え、「第八百五十八条、第四百四十六条及び第四百四十七条」を「第四百四十六条、第四百四十七条及び第四百五十八条の二」に、「この条」を「この項」に改める。

第十七章を第十八章とし、第十六章を第十七章とし、第十五章を削る。

第二百二条第一項中「（指定通所支援条例第六條に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）及び」（指定通所支援条例第六十七條に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）を削る。

第十四章を第十六章とする。

第九十六条第一項第二号ア中「この号」を「この章」に改める。

第九十九条第三項中「利用者の」を「当該利用者の」に改め、「家事等」の下に「（指定共同生活援助として提供される介護又は家事等を除く。）」を加える。

第二百二条の十二中「第二百一条の十二」を「第二百一条の二十二」に改め、同条を第二百一条の二十二とする。

第二百一条の十一を第二百一条の二十一とし、第二百一条の八から第二百一条の十までを十条ずつ繰り下げる。

第二百一条の七第一項中「第二百一条の九」を「第二百一条の十九」に改め、同条を第二百一条の十七とする。

第二百一条の六を第二百一条の十六とし、第二百一条の三から第二百一条の五までを十条ずつ繰り下げる。

第二百一条の二中「前節」を「第四節」に、「第二百一条の十二」を「第二百一条の二十二」に、「第二百一条の四第一項」を「第二百一条の十四第一項」に改め、同条を第二百一条の十二とする。

第十三章第五節を第六節とし、第四節の次に次の一節を加える。

第五節 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第一款 この節の趣旨及び基本方針

（この節の趣旨）

第二百一条の二 第一節から前節までの規定にかかわらず、日中サービス支援型指定共同生活援助（指定共同生活援助であつて、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により、常時介護を要する者に対して、常時の支援体制を確保した上で行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業者」という。）の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

（基本方針）

第二百一条の三 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第二款 人員に関する基準

第二百一条の四 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が当該事業を行う事業所（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 世話人 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる世話人の総数は、日中サービス支援型指定共同生活

援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を五で除した数以上

二 生活支援員 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる生活支援員の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のアからエまでに掲げる数の合計数以上

ア 区分省令第一条第四号に規定する区分三に該当する利用者の数を九で除した数

イ 区分省令第一条第五号に規定する区分四に該当する利用者の数を六で除した数

ウ 区分省令第一条第六号に規定する区分五に該当する利用者の数を四で除した数

エ 区分省令第一条第七号に規定する区分六に該当する利用者の数を二・五で除した数

三 サービス管理責任者 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア 利用者の数が三十以下 一以上
イ 利用者の数が三十一以上 一に、利用者の数が三十を超えて三十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

2 前項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者のほか、共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯を通じて一以上の夜間支援従事者（夜間及び深夜の時間帯に勤務（宿直勤務を除く。）を行う世話人又は生活支援員をいう。）を置くものとする。

3 第一項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第一項及び第二項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者は、専ら日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

5 第一項及び第二項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

（準用）
第二百一条の五 第九十七条の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。

第三款 設備に関する基準

（設備）
第二百一条の六 日中サービス支援型指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所施設又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所は、一以上の共同生活住居を有するものとし、当該共同生活住居の入居定員の合計は四人以上とする。

3 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。

4 共同生活住居は、その入居定員を二人以上十人以下とする。ただし、構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保されており、利用者の支援に支障がない場合は、一つの建物に複数の共同生活住居を設けることができるものとする。この場合において、一つの建物の入居定員の合計は二十人以下とする。

5 既存の建物を共同生活住居とする場合にあつては、当該共同生活住居の入居定員を二人以上二十人（知事が特に必要があると認めるときは三十人）以下とすることができる。

6 既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であつて、知事が特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を二人以上三十人以下（ただし、当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同数を上限とする。）とすることができる。

7 共同生活住居は、一以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。

8 ユニットの入居定員は、二人以上十人以下とする。
9 ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けることとし、その基準は、次のとおりとする。

一 一の居室の定員は、一人とすることができる。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

二 一の居室の面積は、収納設備等を除き、七・四三平方メートル以上とすること。

第四款 運営に関する基準

（実施主体）
第二百一条の七 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、当該日中サービス支援型指定共同生活援助と同時に第九十九条に規定する指定短期入所（第百条第一項に規定する併設事業所又は同条第三項に規定する単独型事業所に係るものに限る。）を行うものとする。

（介護及び家事等）
第二百一条の八 介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、当該利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

2 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者及び従業者が共同で行うように努めなければならない。

3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常時一人以上の従業者を介護又は家事等に従事させなければならない。

4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、その利用者に対して、当該利用者の負担により、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護又は家事等（日中サービス支援型指定共同生活援助として提供される介護又は家事等を除く。）を受けさせてはならない。

（生活上の便宜の供与等）

第二百一条の九

日中サービスマ支援型指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況又はその置かれている環境等に依りて、利用者の意向に基づき、生活上必要な支援を適切に行わなければならない。

2 日中サービスマ支援型指定共同生活援助事業者は、利用者について、特定相談支援事業を行う者又は他の障害福祉サービスの事業を行う者等との連絡調整に努めなければならない。

3 日中サービスマ支援型指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。

4 日中サービスマ支援型指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(協議の場の設置等)

第二百一条の十 日中サービスマ支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービスマ支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、法第八十九条の三第二項に規定する協議会

その他知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの(以下「協議会等」という。)に対して定期的に日中サービスマ支援型指定共同生活援助の事業の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 日中サービスマ支援型指定共同生活援助事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。

(準用)

第二百一条の十一 第十条、第十二条、第十三条、第十五条から第十八条まで、第二

十一条、第二十四条、第二十九条、第三十七条から第四十二条まで、第五十五条、第六十条、第六十二条、第六十八条、第七十二条、第七十五条から第七十七条まで、

第九十条、第九十二条、第九十四条、第九十五条、第九十八条の二から第九十八

条の六まで及び第九十九条の三から第二百条の四までの規定は、日中サービスマ支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第十条第一

項中「第三十二条」とあるのは「第二百一条の十一において準用する第九十九条の三」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第二百一条の十一に

おいて準用する第九十九条の四第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二條第二

項」とあるのは「第二百一条の十一において準用する第九十九条の四第二項」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「日中サービスマ支援型共同生活援助計

画」と、第七十七条第二項第一号中「第六十条」とあるのは「第二百一条の十一に

おいて読み替えて準用する第六十条」と、「療養介護計画」とあるのは「日中サービスマ支援型共同生活援助計画」と、同項第二号中「第五十五条第一項」とあるのは「第二百一条の十一において準用する第五十五条第一項」と、同項第三号中「第六十七

十五條第二項」と、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第二百一条の十一」と、第九十四条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第二百一条の十一において準用する第二百条の四第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」と、第五十八条第一項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第七十条の二第一項の厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な日中サービスマ支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第二項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第七十条の二第二項の厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な日中サービスマ支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

第十三章を第十五章とする。

第十三章の次に次の二章を加える。

第十三章 就労定着支援

第一節 基本方針

(基本方針)

第九十四条の二 就労定着支援に係る指定障害福祉サービス(以下「指定就労定着支援」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労に向けた支援として省令第六条の十の二に規定するものを受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者に対して、省令第六条の十の三に規定する期間にわたり、当該通常の事業所での就労の継続を図るために必要な当該通常の事業所の事業主、障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の者との連絡調整その他の支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第九十四条の三 指定就労定着支援の事業を行う者(以下「指定就労定着支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定就労定着支援事業所」という。)に置くべき就労定着支援員の数は、指定就労定着支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を四十で除した数以上とする。

2 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所ごとに、当該指定就労定着支援の事業の利用者の数(当該指定就労定着支援事業者が、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型(以下「生活介護等」という。)に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定就労定着支援の事業と生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所において一体的に運営している指定就労定着支援の事業及び生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業の利用者の合計数。以下この条において同じ。)に応じて、次に掲げる員数を、サービスマ管理責任者として置くこととする。

一 利用者の数が六十以下 一以上

二 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数

を増すごとに一を加えて得た数以上

3 前二項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第一項に規定する就労定着支援員及び第二項に規定するサービス管理責任者は、専ら当該指定就労定着支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

5 第二項に規定するサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

(準用)

第九十九条の四 第五十二条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。

第三節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第九十九条の五 指定就労定着支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定就労定着支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

第四節 運営に関する基準

(サービス管理責任者の責務)

第九十九条の六 サービス管理責任者は、第九十九条の十二において準用する第六十条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定就労定着支援事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

二 利用者の心身の状況、その置かれていく環境等に照らし、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を継続して営むことができるよう必要な支援を行うこと。

三 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(実施主体)

第九十九条の七 指定就労定着支援事業者は、過去三年間において平均一人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させている生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者でなければならない。

(職場への定着のための支援の実施)

第九十九条の八 指定就労定着支援事業者は、利用者の職場への定着及び就労の継続を図るため、新たに障害者を雇用した通常の事業所の事業主、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整及び連携を行うとともに、利用者やその家族等に対して、当該雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を提供しなければならない。

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対して前項の支援を提供するに当たっては、一月に一回以上、当該利用者との対面により行うとともに、一月に一回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場で

の状況を把握するよう努めなければならない。

(サービス利用中に離職する者への支援)

第九十九条の九 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援の提供期間中に雇用された通常の事業所を離職する利用者であつて、当該離職後も他の通常の事業所への就職等を希望するものに対し、指定特定相談支援事業者その他の関係者と連携し、他の指定障害福祉サービス事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(運営規程)

第九十九条の十 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 営業日及び営業時間

四 指定就労定着支援の提供方法及び内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

五 通常の事業の実施地域

六 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

七 虐待の防止のための措置に関する事項

八 その他運営に関する重要事項

(記録の整備)

第九十九条の十一 指定就労定着支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対する指定就労定着支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定就労定着支援を提供した日から五年間保存しなければならない。

一 次条において準用する第二十条第一項に規定する提供した指定就労定着支援に係る必要な記録事項

二 次条において読み替えて準用する第六十条第一項に規定する就労定着支援計画

三 次条において準用する第三十条に規定する市町村への通知に係る記録

四 次条において準用する第四十条第二項に規定する苦情の内容等の記録

五 次条において準用する第四十一条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第九十九条の十二 第十条から第二十四条まで、第三十条、第三十四条から第四十二条まで、第五十九条、第六十条、第六十二条及び第六十八条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十二条」とあるのは「第九十九条の十」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第九十九条の十二において準用する次条第一項」と、第二十四条第二項

中「第二十二條第二項」とあるのは「第九十四條の十二において準用する第二十二條第二項」と、第五十九條第一項中「次條第一項」とあるのは「第九十四條の十二において準用する次條第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と、第六十條中「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と読み替えるものとする。

第十四章 自立生活援助

第一節 基本方針

(基本方針)

第九十四條の十三 自立生活援助に係る指定障害福祉サービス(以下「指定自立生活援助」という。)の事業は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談対応等により、当該利用者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に行われるものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第九十四條の十四 指定自立生活援助の事業を行う者(以下「指定自立生活援助事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定自立生活援助事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- 一 地域生活支援員 指定自立生活援助事業所ごとに、一以上
- 二 サービス管理責任者 指定自立生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア 利用者の数が三十以下 一以上
イ 利用者の数が三十一以上 一に、利用者の数が三十を超えて三十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

2 前項第一号に規定する地域生活支援員の員数の標準は、利用者の数が二十五又はその端数を増すごとに一とする。

3 第一項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第一項に規定する指定自立生活援助の従業者は、専ら当該指定自立生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない。

(準用)

第九十四條の十五 第五十二條の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。

第三節 設備に関する基準

第九十四條の十六 第九十四條の五の規定は、指定自立生活援助の事業について

準用する。

第四節 運営に関する基準

(実施主体)

第九十四條の十七 指定自立生活援助事業者は、指定障害福祉サービス事業者(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練又は共同生活援助の事業を行う者に限る。)、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者(法第五十一条の二十二第一項に規定する指定相談支援事業者をいう。)でなければならない。(定期的な訪問による支援)

第九十四條の十八 指定自立生活援助事業者は、おおむね週に一回以上、利用者の居室を訪問することにより、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行わなければならない。(随時の通報による支援等)

第九十四條の十九 指定自立生活援助事業者は、利用者からの通報があつた場合には、速やかに当該利用者の居室への訪問等による状況把握を行わなければならない。

2 指定自立生活援助事業者は、前項の状況把握を踏まえ、当該利用者の家族、当該利用者を利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関等との連絡調整その他の必要な措置を適切に講じなければならない。

3 指定自立生活援助事業者は、利用者の心身の状況及び障害の特性に応じ、適切な方法により、当該利用者との常時の連絡体制を確保しなければならない。

(準用)

第九十四條の二十 第十条から第二十四条まで、第三十条、第三十四条から第四十二条まで、第五十九条、第六十条、第六十二条、第六十八条、第九十四條の六、第九十四條の十及び第九十四條の十一の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十二条」とあるのは「第九十四條の二十において準用する第九十四條の十」と、第二十一条第二項中「次條第一項」とあるのは「第九十四條の二十において準用する次條第一項」と、第六十條中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と読み替えるものとする。

附則第四条第一項及び第二項中「第二百一条の六」を「第二百一条の十六」に改める。

附則第八条中「第二百一条の十二」を「第二百一条の二十一」に改める。

附則第十条及び附則第十三条中「第二百一条の六」を「第二百一条の十六」に改める。

附則第十四條の見出し中「指定共同生活援助事業所」の下に「又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」を加え、同条第一項中「第九十九條第三項」の下に「及び第二百一条の八第四項」を、「指定共同生活援助事業所」の下に「又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」を加え、「平成三十年三月三十一日」を「平成

三十三年三月三十一日に改め、同条第二項中「第九十九条第三項」の下に「及び第二十一条の八第四項」を、「指定共同生活援助事業所」の下に「又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」を、「当該指定共同生活援助事業所」の下に「又は当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」を加え、「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、同条第三項中「第九十六条第一項第二号イからエまで」の下に「及び第二十一条の四第一項第二号アからエまで」を加える。

附則第十五条中「第二百二条の六」を「第二百一条の十六」に改める。
第二条 福島県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（平成二十六年福島県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項中「第二百一条の二」を「第二百一条の十二」に改める。
 附則第三条中「第二百一条の四」を「第二百一条の十四」に改める。
 附則第四条中「第二百一条の十第四項」を「第二百一条の二十第四項」に改める。

附則
 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第一条中福島県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第五十九条の改正規定（「第八十八条」を「第八十七条の二」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。

（障がい福祉課）

福島県条例第二十六号

福島県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

福島県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年福島県条例第九十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十条」を削る。
 第六条を次のように改める。

第六条 削除
 第十条を次のように改める。

第十条 削除

附則第四条中「第六条第一項」を「第九条第一項」に改める。
 附則第七条中「児童福祉法」の下に「（昭和二十二年法律第百六十四号）」を加える。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、附則第四条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に指定を受けているこの条例による改正前の福島県指定障害

者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第六条及び第十条に規定する指定障害者支援施設等については、この条例による改正後の福島県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第五条及び第九条の規定にかかわらず、平成三十三年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

（障がい福祉課）

福島県条例第二十七号

福島県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

福島県障害福祉サービスの設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年福島県条例第九十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「規定する児童発達支援をいう。以下同じ」を「規定する児童発達支援をいう」に、「医療型児童発達支援をいう。以下同じ」を「医療型児童発達支援をいう」に、「放課後等デイサービスをいう。以下同じ」の事業を「放課後等デイサービスをいう」の事業、居宅訪問型児童発達支援（同条第五項に規定する居宅訪問型児童発達支援をいう）の事業に、「同条第五項」を「同条第六項」に、「保育所等訪問支援をいう。以下同じ」を「保育所等訪問支援をいう」に改める。

第四十四条の次に次の一条を加える。

（職場への定着のための支援の実施）

第四十四条の二 生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

第五十一条中「省令第六条の七第一号に規定する者に対して」を削る。
 第五十五条中「第四十五条」を「第四十四条の二」に改める。
 第五十六条中「省令第六条の七第二号に規定する者に対して」を削る。
 第六十条中「第四十五条」を「第四十四条の二」に改める。

第六十四条の次に次の一条を加える。
 （通勤のための訓練の実施）

第六十四条の二 就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しなければならない。

第六十九条中「第四十三条」の下に「第四十四条、第四十五条」を加える。

附則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

（障がい福祉課）

福島県条例第二十八号

福島県医療法施行条例等の一部を改正する条例

（福島県医療法施行条例の一部改正）

第一条 福島県医療法施行条例（平成十一年福島県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第四条を削り、第五条を第四条とし、第六条を第五条とし、第七条を第六条とする。

第八条第二項中「第六条第二項」を「第五条第二項」に改め、同条を第七条とする。

第九条中「第七条第二号」を「第六条第二号」に改め、同条を第八条とする。

第十条を第九条とする。

第十一条第八号中、「第十六条ただし書」を削り、同条を第十条とする。

第十二条を第十一条とする。

第二条 福島県医療法施行条例の一部を改正する条例（平成二十四年福島県条例第九十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第六条第二項（第八条第二項）」を「第五条第二項（第七条第二項）」に改める。

附則 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

（地域医療課）

福島県条例第二十九号

福島県保健師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

福島県保健師等修学資金貸与条例（昭和三十七年福島県条例第九号）の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

4 南相馬市及び双葉郡に所在する別表の施設（ただし、病院にあつては、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第一項又は第二項の規定による許可を受けた病床数が二百床未満のもの又は当該許可を受けた病床数のうち精神病床数が八十パーセント以上を占めるものに限る。）において保健師等の業務に従事しようとする者に対する修学資金の額は、第四条の規定にかかわらず、同条に定める金額にそれぞれ月額三〇、〇〇〇円を加算した額とする。この場合において、加算は、平成三十年四月一日から平成三十三年三月三十一日までに貸与を開始したものに限り。

5 前項の加算に係る第七条から第十条までの規定の適用については、第七条から第十条までの規定中「別表の施設」とあるのは「附則第四項前段で定める施設」とする。

別表内の項第一号中「（昭和二十三年法律第二百五号）」を削り、同項第七号中「介護老人保健施設」の下に「又は同法第八条第二十九項に規定する介護医療院」を加える。

附則 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

（地域医療課医療人材対策室）

福島県条例第三十号

福島県旅館業法施行条例の一部を改正する条例

福島県旅館業法施行条例（昭和四十三年福島県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第一条第一項第十一号、同条第二項第十号、同条第三項第七号及び同条第四項第五号」を「第一条第一項第八号、同条第二項第七号及び同条第三項第五号」に改める。

第一条の二の見出し中「ホテル営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、同条中「第一条第一項第十一号」を「第一条第一項第八号」に、「ホテル営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、同条第一号を削り、同条第二号イ中「採光及び湯気抜き」を「及び採光」に改め、同号エを削り、同号オ中「し、その床は、耐水材料を用いた構造と」を削り、同号オを同号エとし、同号を同条第一号とし、同条第三号を同条第二号とし、同条第四号を同条第三号とする。

第一条の三を削る。

第一条の四中「第一条第三項第七号」を「第一条第二項第七号」に改め、「第一条の二及び」及び「のほか、階層式寝台を設ける場合にあつては、その階層の数を二層とすること」を削り、同条を第一条の三とする。

第一条の五中「第一条第四項第五号」を「第一条第三項第五号」に改め、「及び第一条の三」に改め、同条各号を削り、同条を第一条の四とする。

第一条の六第一項中「前三条」を「第一条の二及び第一条の三」に改め、同条第二項を削り、同条を第一条の五とする。

第七条第三号エを次のように改める。

エ 洗いおけ及び腰掛を浴室に備える場合は、清潔なものをを用いること。

第八条第一号アを次のように改める。

ア 旅館・ホテル営業

床面積三・〇平方メートルにつき一人（寝台を置く客室にあつては、床面積四・五平方メートルにつき一人）

第八条第一号イ中「簡易宿所営業」の下に「（宿泊者が十人以上の施設及び省令第五条第一項第四号に掲げる施設第一項第四号に掲げる施設に限る。）」を加え、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 簡易宿所営業（宿泊者が十人未満の施設（省令第五条第一項第四号に掲げる施設を除く。））

床面積三・三平方メートルにつき一人

第九条中「旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改める。

附則 この条例は、平成三十年六月十五日から施行する。

（食品生活衛生課）

福島県条例第三十一号

福島県安心こども基金条例の一部を改正する条例

福島県安心こども基金条例（平成二十一年福島県条例第四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年六月三十日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（こども・青少年政策課）

福島県条例第三十二号

福島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

正する条例

福島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第八十七号）の一部を次のように改正する。

第六十八条第四項中「看護師」を「看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下この条及び第八十二条において同じ。）」に改め、同条第八項及び第十二項中「看護師」を「看護職員」に改める。

第八十二条第七項及び第九項中「看護師」を「看護職員」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

（児童家庭課）

福島県条例第三十三号

福島県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

福島県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年福島県条例第八十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五節 基準該当通所支援に関する基準（第五十五条の二―第五十五条の八）」を

「第五節 共生型障害児通所支援に関する基準（第五十五条の二―第五十五条の十二）」を

第六節 基準該当通所支援に関する基準（第五十五条の六―第五十五条の十二）」に、

「第五節 基準該当通所支援に関する基準（第七十二条の二―第七十二条の四）」を

第六節 共生型障害児通所支援に関する基準（第七十二条の三―第七十二条の六）」を

第六節 基準該当通所支援に関する基準（第七十二条の三―第七十二条の六）」に、

「第五章 居宅訪問型児童発達支援」

「第五章 基本方針（第七十二条の七）」

「第二節 人員に関する基準（第七十二条の二）」

「第三節 設備に関する基準（第七十二条の三）」

「第四節 運営に関する基準（第七十二条の四）」

「第六節 保育所等訪問支援」

の八・第七十二条の九）

に、「第六章」を「第七章」に、「第七章」を「第八章」

の十一―第七十二条の十四）

に改める。

第二条第一号中「第六条の二の二第八項」を「第六条の二の二第九項」に改め、同条

第五号中「第二十一条の五の二十八第一項」を「第二十一条の五の二十九第一項」に改

め、同条第十号中「第二十一条の五の二十八第三項」を「第二十一条の五の二十九第三

項」に改め、同条第十二号中「指定放課後等デイサービスの事業」の下に、「第七十二

条の七に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業」を加え、同号を第十三号とし、

同条中第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 共生型通所支援 法第二十一条の五の十七第一項の申請に係る法第二十一条の

五の三第一項の指定を受けた者による指定通所支援をいう。

第四条第三項中「第二十一条、第五十条及び第六十七条において」を「以下」に改め

る。

第六条第一項第一号中「指導員又は保育士」を「児童指導員（福島県児童福祉施設

の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第八十七号。以下

「児童福祉基準条例」という。）第二十八条第六項に規定する児童指導員をいう。以下

同じ。）、保育士又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による高等学

校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学

を認められた者、通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の

課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこ

れと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、一年以上障害福祉サービスに係る

業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。）に、「指導員又は

保育士の」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の」に改め、同項第

二号中「福島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年

福島県条例第八十七号。以下「児童福祉基準条例」という。）を「児童福祉基準条例」

に改め、同条第二項中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サ

ビス経験者」に改め、同条第三項に次のただし書を加える。

ただし、指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営

むに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第四号の機能訓練担当職員を置

かないことができる。

第六条第三項第二号中「看護師」を「看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護

師をいう。以下同じ。）」に改め、同項第三号中「（児童福祉基準条例第二十八条第六

項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）」を削り、同条第五項中「指導員又は保

育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条第六項を

第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

「第六節 保育所等訪問支援」

「第六節 保育所等訪問支援」

「第六節 保育所等訪問支援」

「第六節 保育所等訪問支援」

「第六節 保育所等訪問支援」

「第六節 保育所等訪問支援」

6 第一項第一号の児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。
 第七條第四項第一号中「看護師」を「看護職員」に改める。
 第二十七條に次の二項を加える。

4 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。

一 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況

二 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況

三 指定児童発達支援の事業の用に供する設備及び備品等の状況

四 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況

五 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況

六 緊急時における対応方法及び非常災害対策

七 指定児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況

5 指定児童発達支援事業者は、おおむね一年に一回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第四十九條第一項中「行うよう努めなければならない」を「行わなければならない」に改める。

第五十條中「第五條第十六項」を「第五條第十八項」に改める。

第五十一條第三項中「第二十一條の五の二十一第一項」を「第二十一條の五の二十二第一項」に改め、「郡山市長及びいわき市長を除く。」を削る。

第五十二條第二項中「(昭和二十二年法律第二十六号)」を削る。

第五十五條の八中「指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第六十三條第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）」又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第七十一條第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」に、「指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第六十二條に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。）」又は指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第六十二條に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。）」を「指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。」に、「指定地域密着型サービス基準第六十三條第一項又は第七十一條第一項に規定する通いサービスをいう。以下」を「指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四條第一項に規定する通いサービスを除く。以下この条において」に、「指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第六十三條第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）」又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第七十一條第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）」

(以下これらを「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条において同じ。）」に、「第五十五條の五」を「第五十五條の九」に改め、同条第一号中「第七十二條の四」を「第七十二條の六」に、「(指定地域密着型サービス基準第六十三條第七項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）」を「又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第二号中「第七十二條の四」を「第七十二條の六」に改め、「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」の下に「又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を加え、同条第四号中「第七十二條の四」を「第七十二條の六」に改め、同条を第五十五條の十二とする。

第五十五條の七中「指定通所介護事業者(福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年福島県条例第八十号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。))第九十九條第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。）」又は指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。))第二十條第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。))」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護(指定居宅サービス等基準条例第九十八條に規定する指定通所介護をいう。))又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準第十九條に規定する指定地域密着型通所介護をいう。))」(以下「指定通所介護等」という。))」を「指定通所介護等」に、「指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準条例第九十九條第一項に規定する指定通所介護事業所をいう。))又は当該指定地域密着型通所介護を行う指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第二十條第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。))」(以下「指定通所介護事業所等」という。))」を「指定通所介護事業所等」に、「第五十五條の五」を「第五十五條の九」に改め、同条第一号中「(指定居宅サービス等基準第九十五條第二項第一号又は指定地域密着型サービス基準第二十二條第二項第一号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。))」を削り、同条を第五十五條の十一とする。

第五十五條の六中「(指定障害福祉サービス基準条例第八十條第一項に規定する指定生活介護事業者をいう。))」、「(指定障害福祉サービス基準条例第七十九條に規定する指定生活介護をいう。以下同じ。))」及び「(指定障害福祉サービス基準条例第八十條第一項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。))」を削り、同条を第五十五條の十とする。

第五十五條の五中「前節」を「第四節」に改め、同条を第五十五條の九とする。

第五十五條の四を第五十五條の八とし、第五十五條の三を第五十五條の七とする。

第五十五條の二第一項第一号中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項第一号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。
 第五十五條の二を第五十五條の六とする。

第二章第五節を第六節とし、第四節の次に次の一節を加える。

第五節 共生型障害児通所支援に関する基準

(共生型児童発達支援の事業を行う指定生活介護事業者の基準)

第五十五条の二 児童発達支援に係る共生型通所支援(以下「共生型児童発達支援」という。)の事業を行う指定生活介護事業者(指定障害福祉サービス基準条例第八十条第一項に規定する指定生活介護事業者をいう。第五十五条の十において同じ。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定生活介護事業所(指定障害福祉サービス基準条例第八十条第一項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。)の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護(指定障害福祉サービス基準条例第七十九条に規定する指定生活介護をいう。以下同じ。)の利用者の数を指定生活介護の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。

二 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第五十五条の三 共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者(福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年福島県条例第八十号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。)第九十九条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。)又は指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。)(第五十五条の十一において「指定通所介護事業者等」という。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準条例第九十九条第一項に規定する指定通所介護事業所をいう。)又は指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。)(以下「指定通所介護事業所等」という。)の食堂及び機能訓練室(指定居宅サービス等基準条例第一百一条又は指定地域密着型サービス基準第二十二條第二項第一号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。第五十五条の十一第一号において同じ。)の面積を、指定通所介護(指定居宅サービス等基準条例第九十八条に規定する指定通所介護をいう。)又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準第十九条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。)(以下「指定通所介護等」という。)の利用者の数と共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

二 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所

等として必要とされる数以上であること。

三 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第五十五条の四 共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)(指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)(第五十五条の十二において「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。))又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十六号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。))第四十四条第一項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)(が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)(指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。))又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)(第五十五条の十二において同じ。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。)の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業者等の登録者(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項若しくは第七十一条第一項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する登録者)の数と共生型生活介護(指定障害福祉サービス基準第九十五条の二に規定する共生型生活介護をいう。)(指定障害自立訓練(機能訓練)(指定障害福祉サービス基準条例第四十九条の二に規定する共生型自立訓練(機能訓練)をいう。))若しくは共生型自立訓練(生活訓練)(指定障害福祉サービス基準条例第五十九条の二に規定する共生型自立訓練(生活訓練)をいう。))又は共生型児童発達支援若しくは共生型放課後等デイサービス(第七十二条の二に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。)(以下「共生型通いサービス」という。))を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。)(を二十九人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第六十三条第七項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第五十五条の十二において同じ。))、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第七十一条第八項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第五十五条の十二において同じ。))又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型

居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第七項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）（以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）にあっては、十八人）以下とすること。

二 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第六十二条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第七十条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）（第五十五条の十二において「指定小規模多機能型居宅介護等」という。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型介護予防サービス基準第四十三条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。）のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項若しくは第七十一条第一項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。）の利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。）を登録定員の二分の一から十五人（登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等）にあっては次の表の上欄に掲げる登録定員の人数に応じそれぞれ同表の下欄に定める人数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては十二人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

三 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂（指定地域密着型サービス基準第六十七条第二項第一号若しくは第七十五条第二項第一号又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十八条第二項第一号に規定する居間及び食堂をいう。）は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

四 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条若しくは第七十一条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条に規定する基準を満たしていること。

五 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第五十五条の五 第五条、第八条、第九条及び前節（第十二条を除く。）の規定は、共生型児童発達支援の事業について準用する。

第五十七条第一項第四号中「看護師」を「看護職員」に改める。
第六十四条の次に次の一条を加える。

（情報の提供等）

第六十四条の二 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定医療型児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定医療型児童発達支援事業者は、当該指定医療型児童発達支援事業者について広告する場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

第六十五条中「第二十七条」の下に「（第四項及び第五項を除く。）」を加え、「第四十九条第一項」を削り、「第二十八条」を「第二十七条第一項及び第二十八条」に改め、「従業者の勤務の体制」との下に「第五十五条第二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」とを加える。

第六十七条第一項第一号中「学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、一年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。）」を「障害福祉サービス経験者」に改め、同条第三項に次のただし書を加える。

ただし、指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第四号の機能訓練担当職員を置かないことができる。

第六十七条第三項第二号中「看護師」を「看護職員」に改める。
第七十一条の二を削る。

第七十二条中「第五十条、第五十一条」を「から第五十一条まで」に改め、「第二十八条」を「第二十六条第二項中「第二十四条第二項」とあるのは「第七十一条第二項」と、第二十七条第一項、第二十八条及び第五十五条第二項第二号」に改める。

第七十二条の四中「第五十条、第五十一条」を「から第五十一条まで」に、「第五十五条の六から第五十五条の八」を「第五十五条の十から第五十五条の十二」に、「第七十一条」を「及び第七十一条」に改め、「及び第七十一条の二」を削り、同条を第七十二条の六とする。

第七十二条の三の二を第七十二条の五とし、第七十二条の三を第七十二条の四とし、第七十二条の二を第七十二条の三とする。

第四章中第五節を第六節に改め、第四節の次に次の一節を加える。
第五節 共生型障害児通所支援に関する基準

(準用)

第七十二条の二 第八条、第九条、第十三条から第二十三条まで、第二十五条から第三十一条まで、第三十三条、第三十五条から第四十六条まで、第四十八条から第五十一条まで、第五十二条第一項、第五十三条から第五十五条の四まで、第六十六条及び第七十一条の規定は、共生型放課後等デイサービス(放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。)の事業について準用する。

第七章を第八章とする。

第八十一条中「第二項及び第四項」の下に、「第七十二条の八第一項」を加え、「第七十四条第一項中」を「第七十二条の八第一項中」(以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。))とあるのは「多機能型事業所」と、第七十四条第一項中に改める。

第六章を第七章とする。

第七十六条を次のように改める。

(準用)

第七十六条 第七十二条の十の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。

第七十七条から第七十九条までを次のように改める。

第七十七条から第七十九条まで 削除

第八十条中「第二十五条」を「第二十五条、第二十六条、第二十七条(第四項及び第五項を除く。)、第二十八条」に、「から第五十一条まで、第五十二条第一項及び」を「、第五十条、第五十一条、第五十二条第一項、」に改め、「第五十五条まで」の下に「、第六十四条の二及び第七十二条の十一から第七十二条の十三まで」を加え、「第七十九条」を「第八十条において準用する第七十二条の十二」と、「第二十六条第二項中」を「第八十条において準用する第七十二条の十二」と、「第二十七条第二項」とあるのは「第八十条において準用する第七十二条の十二第二項」と、「第二十七条第一項及び」に改め、「体制」との下に「、第五十五条第二項第二号中」(児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と)を加える。

第五章を第六章とし、第四章の次に次の一章を加える。

第五章 居宅訪問型児童発達支援

第一節 基本方針

第七十二条の七 居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援(以下「指定居宅訪問型児童発達支援」という。)の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに生活能力の向上を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業員の員数)

第七十二条の八 指定居宅訪問型児童発達支援の事業を行う者(以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業者」という。))が当該事業を行う事業所(以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。))に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数

二 児童発達支援管理責任者 一以上

2 前項第一号に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理指導担当職員(学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。))として配置された日以後、障害児に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援(以下「訓練等」という。))を行い、及び当該障害児の訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務に三年以上従事した者でなければならない。

3 第一項第二号に掲げる児童発達支援管理責任者のうち一人以上は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。

(準用)

第七十二条の九 第八条の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、同条中「ただし」とあるのは、「ただし、第七十二条の八第一項第一号に掲げる訪問支援員及び同項第二号に掲げる児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き、」と読み替えるものとする。

第三節 設備に関する基準

(設備)

第七十二条の十 指定居宅訪問型児童発達支援事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第四節 運営に関する基準

(身分を証する書類の携行)

第七十二条の十一 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(通所利用者負担額の受領)

第七十二条の十二 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定居宅訪問型児童発達支援

支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、通所給付決定保護者の選定により通常の事業の実施地域（当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所が通常時に指定居宅訪問型児童発達支援を提供する地域をいう。次条第五号において同じ。）以外の地域において指定居宅訪問型児童発達支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

4 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、前三項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならぬ。

5 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、第三項の交通費については、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、その額について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならぬ。

（運営規程）

第七十二条の十三 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定居宅訪問型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 サービスの利用に当たつての留意事項
- 七 緊急時等における対応方法
- 八 虐待の防止のための措置に関する事項
- 九 その他運営に関する重要事項

（準用）

第七十二条の十四 第十三条から第二十三条まで、第二十五条、第二十六条、第二十七条（第四項及び第五項を除く。）、第二十八条から第三十一条まで、第三十三条、第三十五条から第三十七条まで、第三十九条、第四十二条から第四十六条まで、第四十八条、第五十条、第五十一条、第五十二条第一項、第五十三条から第五十五条まで及び第六十四条の二の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。

この場合において、第十三条第一項中「第三十八条」とあるのは「第七十二条の十三」と、第十七条中「いう。第三十八条第六号及び第五十二条第二項において同じ。」とあるのは「いう。第二十三条第二項中「次条」とあるのは「第七十二条の十二」と、第二十六条第二項中「第二十四条第二項」とあるのは「第七十二条の十二」と、第二十七条第一項、第二十八条及び第五十五条第二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に指定を受けているこの条例による改正前の福島県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（次項において「改正前の条例」という。）第六条（第三項を除く。）に規定する指定児童発達支援事業者については、この条例による改正後の福島県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（次項において「改正後の条例」という。）第六条（第三項を除く。）の規定にかかわらず、平成三十一年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に改正前の条例第五十五条の二に規定する基準該当児童発達支援に関する基準を満たしている基準該当児童発達支援事業者については、改正後の条例第五十五条の六の規定にかかわらず、平成三十一年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

（児童家庭課）

福島県条例第三十四号

福島県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

福島県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年福島県条例第八十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第二号中「看護師」を「看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。）」に改め、同条第四項を削る。

第六条第六項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に指定を受けているこの条例による改正前の福島県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第五條第四項及び第六條第六項に規定する指定福祉型障害児入所施設については、この条例による改正後の福島県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第五條及び第六條の規定にかかわらず、平成三十三年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

（児童家庭課）

福島県条例第三十五号

福島県ハイテクプラザ条例の一部を改正する条例

福島県ハイテクプラザ条例（平成四年福島県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の1の表中「六、八〇〇円」を「六、七二〇円」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

（産業創出課）

福島県条例第三十六号

福島県住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例

（趣旨）

第一条 この条例は、住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号。以下「法」という。）第十八条の規定に基づき、住宅宿泊事業の実施の制限に関し必要な事項を定めるものとする。

（制限する区域及び期間等）

第二条 法第十八条の規定により住宅宿泊事業の実施を制限する区域及び期間は、別表の上欄に規定する区域について、同表の下欄に規定する期間とする。ただし、住宅宿泊事業を営む旨の届出をした、又は届出をしようとする者（以下「住宅宿泊事業届出者」という。）からの申請により、当該期間に住宅宿泊事業の実施を制限する必要がないと知事が認めて当該申請をした者に通知したときは、この限りでない。

2 知事は、前項ただし書の規定により申請があつた場合には、当該区域を管轄する市町村長に当該申請に係る書面の写しを送付し、当該申請に関し、住宅宿泊事業の実施を制限する必要があるかどうかについての意見を求めるものとする。

（委任）

第三条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、平成三十年六月十五日から施行する。
- 2 住宅宿泊事業届出者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第二条の例により知事へ申請をすることができる。この場合において、当該申請は施行日以後において同条の規定に基づいてなされた申請とみなす。
- 3 知事は、前項の規定により申請があつた場合は、施行日前においても、第二条の例により、その通知をすることができる。この場合において、同条の規定の例により通知を受けたときは、施行日以後において同条の規定により通知を受けたものとみなす。

別表（第二条関係）

区域	期間
学校等の施設（旅館業法（昭和二十三年法律第三十八号）第三条第三項第一号及び第二号に掲げる施設（田村市、	次に掲げる期間を除く期間 一 日曜日及び土曜日 二 国民の祝日に関する法律（昭和二十

檜枝岐村及び飯館村の区域に存する施設を除く。）をいう。）の敷地から周囲百メートル以内の区域

三年法律第七十八号）に規定する休日
三 一月一日から同月七日まで、三月二十四日から四月五日まで、七月二十一日から八月二十四日まで及び十二月二十四日から同月三十一日まで

（観光交流課）

福島県条例第三十七号

福島県有機農産物生産行程管理者認定申請等手数料条例の一部を改正する

条 例

福島県有機農産物生産行程管理者認定申請等手数料条例（平成十八年福島県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

題名中「認定」を「認証」に改める。

第一条の表一の項中「農林物資の規格化等に関する法律」を「日本農林規格等に関する法律」に、「第十四条第二項」を「第十条第二項」に、「認定」を「認証」に改め、同表二の項中「農林物資の規格化等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）」を「施行規則」に改め、同項を同表三の項とし、同表一の項の次に次のように加える。

二 日本農林規格等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号。以下「施行規則」という。）第四十六条第一項第二号イ及びロの規定に基づく確認（有機農産物に係る確認に限る。）を受ける者（同項第一号イの実地の調査及び同号ロの確認が省略された場合を除く。）	有機農産物生産行程管理者臨時確認手数料	一 生産者の数が減少し、又は生産者の数の増加が〇若しくは一であり、かつ、ほ場の数の増加が六以上の場合 一万六千円に当該ほ場の増加につき九百円に当該増加したほ場の数から五を減じた数を乗じて得た額を加算した額
		二 生産者の数の増加が二以上である場合 （一）ほ場の数の増加が五以下である場合 一万六千円に当該生産者の増加

	<p>につぎ二千二百円に当該増加した生産者の数から一を減じた数を乗じて得た額を加算した額</p> <p>(二) ほ場の数の増加が六以上の場合一万六千円に、当該生産者及びほ場の増加につき、生産者の増加にあつては二千二百円に当該増加した生産者の数から一を減じて得た数を乗じて得た額を、ほ場の増加にあつては九百円に当該増加したほ場の数から五を減じた数を乗じて得た額を、それぞれ加算した額</p> <p>三 一及び二以外の場合 一万六千円</p>

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(環境保全農業課)

福島県条例第三十八号

福島県家畜保健衛生所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

福島県家畜保健衛生所使用料及び手数料条例(昭和二十四年福島県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第二条中「農業災害補償法施行規則により診療その他の行為によつて組合員が負担すべき費用の内容に応ずる点数等を定める件(昭和三十年農林省告示第七百七十八号。別表において「農林省告示」という。)(第一号の表(別表において「家畜共済診療点数表」という。))B種の項に掲げる点数に同告示第二号に規定する一点の価額」を、「農業保険法施行規則(平成二十九年農林水産省令第六十三号)第百十七条第一項の農林水産大

臣が定める点数に同項の農林水産大臣が定める一点の価額」に改める。
別表三の項中「家畜共済診療点数表のB種の項に掲げる点数に農林省告示第二号に規定する一点の価額」を「農業保険法施行規則第百十七条第一項の農林水産大臣が定める点数に同項の農林水産大臣が定める一点の価額」に改め、同表中七の項を八の項とし、六の項の次に次のように加える。

七 焼却施設の使用 (牛の焼却に限る。)			病性鑑定(受託検査に限る。)の実施後に焼却する牛の死体一 体当たりの単価
(一) 満二十四月齢 未満	一件	一〇、〇〇〇 円	
(二) 満二十四月齢 以上	一件	一五、二〇〇 円	

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(畜産課)

福島県条例第三十九号

福島県営土地改良事業特別徴収金徴収条例

(趣旨)

第一条 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号。以下「法」という。)(第九十一条の二第六項の規定による特別徴収金を徴収する場合には、この条例の定めるところによる。

(特別徴収金の徴収)

第二条 知事は、法第八十七条の三第一項の規定に基づき県が行う土地改良事業(以下「機構関連事業」という。)(の施行に係る地域内にある土地につき法第九十一条の二第六項第一号及び第二号のいずれかに掲げる者が、法第八十七条の三第七項において準用する第八十七条第五項の規定による当該機構関連事業の計画を定めた旨を公告した日から、当該機構関連事業の工事の完了につき法第十三条の三第三項の規定による公告があつた日(その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日)の属する年度の翌年度から起算して八年を経過しない間に、法第九十一条の二第六項第一号及び第二号のいずれかに該当する行為をした場合には、その者から、特別徴収金を徴収する。

(特別徴収金の額)

第三条 特別徴収金の額は、第一号に定めるところにより算定される額から第二号に定めるところにより算定される額を差し引いて得た額とする。
一 当該機構関連事業に要する費用の額に、特別徴収金の徴収に係る土地の面積の当該機構関連事業の施行に係る地域内の土地の面積に対する割合を基準とし、当該機

構関連事業によつて当該土地が受ける利益を勘案して規則で定める割合を乗じて得た額

二 当該機構構関連事業につき法第九十一条第六項の規定により県が徴収する負担金の額に、特別徴収金の徴収に係る土地の面積の当該機構構関連事業の施行に係る地域内の土地の面積に対する割合を基準とし、当該機構構関連事業によつて当該土地が受ける利益を勘案して規則で定める割合を乗じて得た額

(徴収方法)

第四条 特別徴収金は一時に全額を徴収するものとする。

(延滞金)

第五条 この条例の規定に基づき納付すべき特別徴収金を納付すべき日までに納付しないう者から、当該納付すべき日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、納付すべき額につき年十四・五パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

2 前項に規定する延滞金の額の計算についての年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする。

3 前二項の規定により計算した延滞金の額が百円未満であるときは、延滞金を徴収しないものとし、その額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(特別徴収金の減免等)

第六条 知事は、天災その他特別の事情があると認めるときは、特別徴収金の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができる。

(徴収手続)

第七条 特別徴収金の徴収手続その他この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(農村計画課)

福島県条例第四十号

福島県土地改良施設条例の一部を改正する条例

福島県土地改良施設条例(昭和四十年福島県条例第五十二号)の一部を次のように改正する。

別表湛水^{たみ}防除施設の部大越藤間第一排水機場の項を削る。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(農地管理課)

福島県条例第四十一号

福島県砂利採取法施行条例の一部を改正する条例

福島県砂利採取法施行条例(平成十二年福島県条例第二百二十八号)の一部を次のよう

に改正する。

第一条の表六の項中「三万七千七百円」を「三万三千九百円」に改め、同表七の項中「一万七千円」を「一万五千円」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(技術管理課建設産業室)

福島県条例第四十二号

福島空港条例の一部を改正する条例

福島空港条例(平成四年福島県条例第一百一号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十七年四月一日から平成三十年三月三十一日」を「平成三十年四月一日から平成三十三年三月三十一日」に改める。

附則第三項中「平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで」を「平成三十年四月一日から当分」に改める。

附則第四項中「平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日」を「平成三十年四月一日から平成三十三年三月三十一日」に、「新規国内路線航空機」を「新規国内定期路線航空機」に改める。

附則第五項を次のように改める。

5 平成三十年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間は、空港と本邦外の地点との間において航行する航空機(以下「国際航空機」という。)に係る別表第一着陸料の項の規定の適用については、同項中「1及び2の金額の合計額」とあるのは「1及び2の金額の合計額に十五分の一を乗じて得た金額」と、「当該合計額」とあるのは「当該金額」と、「掲げる金額」とあるのは「掲げる金額に十五分の一を乗じて得た金額」とする。

附則第八項を附則第十二項とし、同項を次のように改める。

12 第十七条第一項の規定にかかわらず、平成三十年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間は、国際航空機のうち、国際定期路線航空機以外のものに係る停留料は、徴収しない。

附則第七項中「平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日」を「平成三十年四月一日から平成三十三年三月三十一日」に、「新規国内路線航空機」を「新規国内定期路線航空機」に改め、同項を附則第九項とし、同項の次に次の二項を加える。

10 平成三十年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間は、国際航空機に係る別表第一停留料の項の規定の適用については、同項中「金額の合計額」とあるのは「金額の合計額に十五分の一を乗じて得た金額」と、「当該合計額」とあるのは「当該金額」とする。

11 第十七条第一項の規定にかかわらず、平成三十年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間は、新規国際定期路線航空機に係る停留料は、当該路線の運航が開始された日以降初めて当該路線に係る航空機が空港に着陸した日から起算して一年間に限り、徴収しない。

附則第六項中「平成二十七年四月一日から平成三十年三月三十一日」を「平成三十年四月一日から平成三十三年三月三十一日」に、「新規国内路線航空機」を「新規国内定期路線航空機」に改め、同項を附則第八項とし、附則第五項の次に次の二項を加える。

6 第十七条第一項の規定にかかわらず、平成三十年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの期間中に新たに路線を定めて一定の日時により航行する国際航空機（以下「新規国際定期路線航空機」という。）に係る着陸料は、当該路線の運航が開始された日以降初めて当該路線に係る航空機が空港に着陸した日から起算して一年間に限り、徴収しない。

7 第十七条第一項の規定にかかわらず、平成三十年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間は、国際航空機のうち、路線を定めて一定の日時により航行する航空機（以下「国際定期路線航空機」という。）以外のものに係る着陸料は、徴収しない。

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

（港湾課空港施設室）

福島県条例第四十三号

福島県営住宅等条例の一部を改正する条例

福島県営住宅等条例（昭和三十五年福島県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「請求」を「報告の請求」に改め、同条に次の一項を加える。

5 知事は、県営住宅の入居者のうち公営住宅法施行規則（昭和二十六年建設省令第十九号。以下「省令」という。）第八条各号に掲げる者に該当する者が次条第一項の規定による収入の申告をすること及び法第三十四条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第一項の規定にかかわらず、当該入居者の県営住宅の毎月の家賃を、毎年度、省令第九条に規定する方法により把握した当該入居者の収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で政令第二条に規定する方法により算出した額とすることができる。

第十二条第一項中「入居者」の下に「（前条第五項に該当する者を除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

4 前二項の規定は、前条第五項で把握した収入について準用する。

第二十条中「収入の額」の下に「（同条第四項において準用する場合を含む。）」を加える。

第二十一条に次の一項を加える。

2 知事は、第十一条第五項に規定する県営住宅の入居者が収入超過者に該当する場合において、第十二条第一項の規定による収入の申告をすること及び法第三十四条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第十一条第五項の規定及び前項の規定にかかわらず、当該入居者の県営住宅の毎月の家賃を、毎年度、省令第九条に規定する方法により把握した当該入居者の収入を勘案し、近傍同種の住宅の家賃以下で政令第八条第三項の規定により読み替えて準用する同条第二項に

規定する方法により算出した額とすることができる。

第二十三条第一項中「第十一条第一項」の下に「本文又は第五項」を加える。

第二十五条及び第二十六条中「第十一条第一項」の下に「同条第五項」を加え、「政令第十一条」を「政令第十二条」に改める。

第四十一条に次の一項を加える。

3 知事は、特別県営住宅の入居者のうち省令第八条各号に掲げる者に該当する者が第四十六条で準用する第十二条第一項に規定する収入の申告をすること及び次条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第一項の規定にかかわらず、当該入居者の特別県営住宅の毎月の家賃を、毎年度、省令第九条に規定する方法に準ずる方法により把握した当該入居者の収入の区分に応じ、別表第一の二の表名称の欄に掲げる特別県営住宅ごと（面積の区分がある場合は、当該面積の区分に応ずる。）に、それぞれ同表家賃の欄に掲げる額とすることができる。

第四十一条の二の見出し中「報告の請求」を「報告の請求等」に改め、同条中「前条第一項」の下に「又は第三項」を加え、「に報告」を「若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させること」に改める。

第五十一条の見出し中「報告の請求」を「報告の請求等」に改め、同条中「第十一条第一項」の下に「同条第五項」を加え、「政令第十一条」を「政令第十二条」に改める。

第五十三条中「及び第四項」を「第四項及び第五項」に改め、同条の表第十一条第一項の項中「近傍同種の住宅の家賃の額」の下に「（以下「政令第二条に規定する方法に準ずる方法により算出した額」という。）」を加え、同条の表第十一条第二項の項の次に次のように加える。

第十二条第五項		次条第一項	第五十三条で準用する次条第一項
法第三十四条	第一項	第五十一条	
規定する方法	規定する方法に準ずる方法	規定する方法に準ずる方法	政令第二条に規定する方法に準ずる方法により算出した額

第十二条第一項	前条第五項	第五十三条で準用する前条第五項	た額
第十二条第四項	前条第五項	第五十三条で準用する前条第五項	

第五十三条の表第二十條第一項及び第二項の項を次のように改める。

第二十條第一項及び第二項	第十二條第二項	第五十三條で準用する第十二條第二項
同條第四項		第五十三條で準用する同條第四項

第五十三條の表第二十一條の項中「第二十一條」を「第二十一條第一項」に改め、「家賃の額を加えた額」の下に「(以下「政令第八條第二項に規定する方法に準ずる方法により算出した額」という。)を加える。」を「(以下「政令第八條第二項に規定する方法に準ずる方法により算出した額」という。)を加える。」を加える。

第二十一條第二項	第十二條第一項	第五十三條で準用する第十二條第一項
	法第三十四條	第五十一條
	第十一條第五項	第五十三條で準用する第十一條第五項
	前項	第五十三條で準用する前項
	規定する方法	規定する方法に準ずる方法
	政令第八條第三項の規定により読み替えて準用する同條第二項に規定する方法により算出した額	政令第八條第二項に規定する方法に準ずる方法により算出した額

第五十三條の表第二十二條第一項の項を次のように改める。

第二十三條第一項	第十一條第一項本文又は第五項及び第二十一條	第五十三條で準用する第十一條第一項本文又は第五項及び第二十一條
----------	-----------------------	---------------------------------

附 則

この条例は、平成三十年七月一日から施行する。

(建築住宅課)

福島県条例第四十四号

福島県建築士法関係手数料条例の一部を改正する条例

福島県建築士法関係手数料条例(平成十二年福島県条例第四百七号)の一部を次のように改正する。

第一条の表四の項中「一万六千九百円」を「一万七千七百円」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(建築指導課)

福島県条例第四十五号

福島県教育関係職員定数条例等の一部を改正する条例

(福島県教育関係職員定数条例の一部改正)

第一条 福島県教育関係職員定数条例(昭和五十四年福島県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条の表中「五、七五一人」を「五、七六一人」に、「五、二一九人」を「五、一九三人」に、「二、〇二四人」を「二、〇八二人」に、「二、二一九人」を「二、〇一〇一人」に、「一八、一七二人」を「一七、九九五人」に改める。

(福島県教育関係職員定数条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 福島県教育関係職員定数条例の一部を改正する条例(平成二十五年福島県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「一八、一七二人」を「一七、九九五人」に、「二八、二〇七人」を「二八、〇三〇人」に改める。

附則第三項中「この条例の施行後五年以内」を「平成三十三年三月三十一日までの間」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(教育総務課)

福島県条例第四十六号

福島県立博物館条例の一部を改正する条例

福島県立博物館条例（昭和六十一年福島県条例第三十号）の一部を次のように改正する。
別表備考以外の部分を次のように改める。
別表（第四条関係）

区 分	普通観覧料の額 （一人当たり）		特別観覧料の額	年間観覧料の額（同一人が有効期間内に利用する場合）
	個人	団体		
一 （大学生を含む） 一般	二七〇円	一一〇円	その都度知事が定める額	三、三〇〇円の範囲内 で知事が定める額
高校生及びこれに準ずる者			その都度知事が定める額	一、九八〇円の範囲内 で知事が定める額
中学生、小学生及びこれらに準ずる者			その都度知事が定める額	一、三二〇円の範囲内 で知事が定める額

別表備考1中「常設展の展示品のみ」を「常設展の展示品」に、「企画」を「企画」に、「いう」を「いい」、「年間観覧料」とあるのは年間利用に係る普通観覧料及び特別観覧料をいう」に改める。

附 則
この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

（社会教育課）

福島県条例第四十七号

福島県警察職員定数条例の一部を改正する条例

福島県警察職員定数条例（昭和二十九年福島県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表中「五〇二人」を「五〇一人」に、「三、八三二人」を「三、八三一人」に改める。

附則第二項を削る。

附則第三項中「平成三十年四月一日から」を削り、同項の表中「五〇二人」を「五〇一人」に、「四、〇〇二人」を「四、〇〇一人」に改め、同項を附則第二項とする。

附則第四項の表中「五〇二人」を「五〇一人」に、「三、九八三人」を「三、九八二人」に改め、同項を附則第三項とする。

人」に改め、同項を附則第四項とする。

附則第六項を削る。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

（警 務 課）

福島県条例第四十八号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例等の一部を改正する条例

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正）

第一条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和五十九年福島県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二十二条の表第六号中「一万九千九百円」を「九千九百円」に改め、同表第七号中「一万五千円」を「一万三千円」に改め、同表備考四中「一万七千七百円」を「一万円」に改め、同表備考五中「八千円」を「八千七百円」に改める。

（福島県火薬類取締法関係手数料条例の一部改正）

第二条 福島県火薬類取締法関係手数料条例（平成十二年福島県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表七の項中「二千四百円」を「二千二百円」に改める。

（福島県質屋営業許可申請等手数料条例の一部改正）

第三条 福島県質屋営業許可申請等手数料条例（平成十二年福島県条例第一百五十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「二万五千円」を「二万二千円」に改める。

（福島県警備業法関係手数料条例の一部改正）

第四条 福島県警備業法関係手数料条例（平成十二年福島県条例第一百五十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の表七の項及び十二の項中「二千円」を「千八百円」に改める。

（福島県核燃料物質等運搬証明書交付申請等手数料条例の一部改正）

第五条 福島県核燃料物質等運搬証明書交付申請等手数料条例（平成十二年福島県条例第一百六十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「四千六百円」を「五千四百円」に改める。

（福島県銃砲刀剣類所持等取締法関係手数料条例の一部改正）

第六条 福島県銃砲刀剣類所持等取締法関係手数料条例（平成十二年福島県条例第一百六十二号）の一部を次のように改正する。

第一条の表二の項中「千六百円」を「千八百円」に改め、同表四の項中「二千二百円」を「千九百円」に改める。

（福島県探偵業の業務の適正化に関する法律関係手数料条例の一部改正）

第七条 福島県探偵業の業務の適正化に関する法律関係手数料条例（平成十九年福島県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の表二の項中「千五百円」を「千六百元」に改め、同表三の項中「千元」を「千五百円」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(生活安全企画課)

福島県条例第四十九号

福島県暴力団排除条例の一部を改正する条例

福島県暴力団排除条例(平成二十三年福島県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項中「ホテル営業又は同条第三項に規定する旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改める。

附 則

この条例は、旅館業法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第八十四号)の施行の日から施行する。

(組織犯罪対策課)

福島県条例第五十号

福島県道路交通法関係手数料条例の一部を改正する条例

福島県道路交通法関係手数料条例(平成十二年福島県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

第一条の表大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る試験の項中「千六百元」を「千五百五十円」に、「四千四百円」を「四千二百円」に、「七千五百円」を「六千六百元」に改め、同表普通自動車免許に係る試験の項中「千八百五十円」を「千九百円」に、「二千二百円」を「二千五百五十円」に、「三千三百円」を「三千五百五十円」に改め、同表特定第一種運転免許(大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許又は牽引免許をいう。以下同じ。)又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験の項中「二千九百五十円」を「二千六百元」に、「四千五百円」を「四千五十円」に改め、同表小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験の項中「千八百五十円」を「千九百円」に改め、同表大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験の項中「千七百五十円」を「千七百円」に、「四千五百五十円」を「四千八百円」に改め、同表仮運転免許に係る試験の項中「二千八百五十円」を「二千九百円」に、「四千四百円」を「四千三百五十円」に改める。

第二条の表大型自動車仮運転免許、中型自動車仮運転免許又は準中型自動車仮運転免許を受けている者に対する検査の項中「四千五十円」を「三千九百円」に、「六千七百円」を「六千四百円」に改め、同表普通自動車仮運転免許を受けている者に対する検査の項中「三千八百五十円」を「三千七百五十円」に、「四千七百五十円」を「四千五百五十円」に改める。

第三条の表準中型自動車免許に係る再試験の項中「二千円」を「千九百円」に、「四千六百五十円」を「四千四百円」に改め、同表普通自動車免許に係る再試験の項中「千九百五十円」を「千七百五十円」に、「二千八百五十円」を「二千五百五十円」に改め、同表大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験の項中「千七百五十円」を「千六百五十円」に、「三千三百円」を「三千二百円」に改め、同表原動機付自転車免許に係る再試験の項中「千五百円」を「千円」に改める。

第四条の表仮運転免許に係る免許証の項中「千五百円」を「千五百五十円」に改める。

第五条の表仮運転免許に係る免許証の項中「千五百円」を「千五百五十円」に改める。

第六条第二項に次のただし書を加える。

ただし、法第十条の二の二第一項の規定により免許証の更新の申請をする場合にあっては、二千五百五十円とする。

第七条の二第二項中「六百五十円」を「七百五十円」に改める。

第七条の三第二項中「一時間につき七百円」を「千四百円」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、自動車安全運転センター(自動車安全運転センター法(昭和五十年法律第五十七号)に規定するものをいう。)が行う研修等を受けた者にあつては、八百円とする。

第八条第二項中「千四百五十円」を「千四百円」に、「三千円」を「二千八百五十円」に改める。

第九条第二項中「千五百円」を「千五百五十円」に改める。

第十条第一項の表大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査の項中「二万三千三百円」を「二万三千四百円」に改め、同表普通自動車免許に係る技能検定員審査の項中「二万九千六百五十円」を「二万九千五百円」に改め、同表特定第一種運転免許に係る技能検定員審査の項中「一万四千五百円」を「一万四千七百円」に改め、同表大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査でこれらの免許に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの(以下「大型自動車第二種免許等」に係る技能検定員審査」という。)の項中「二万七千七百円」を「二万五千五百円」に改め、同表第二項の表一の項中「三千六百元」を「三千五百五十円」に、「千三百円」を「千二百五十円」に改め、同表三の項中「二千四百五十円」を「二千五百円」に、「千九百五十円」を「二千円」に改め、同表四の項中「二千四百五十円」を「二千五百円」に、「千九百五十円」を「二千円」に改め、同表五の項中「二千円」を「二千三百五十円」に、「千九百五十円」を「千九百円」に、「二千五百円」を「二千六百五十円」に改め、同表六の項中「千七百五十円」を「千八百円」に、「二千円」を「二千五百円」に改め、同表備考一中「二千四百五十円」を「二千三百五十円」に、「八百五十円」を「九百円」に、「千五百円」を「千五百円」に、「三千三百円」を「二千九百円」に改め、同表備考二中「五百五十円」を「五百円」に、「三百五十円」を「三百円」に改める。

第十二条第二項中「千五百円」を「千五百五十円」に改める。

第十二条第一項の表大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教

習指導員審査の項中「一万四千六百円」を「一万四千五百五十円」に改め、同表普通自動車免許に係る教習指導員審査の項中「一万八千八百円」を「一万八千五百五十円」に改め、同表特定第一種運転免許に係る教習指導員審査の項中「九千四百円」を「九千六百五十円」に改め、同表大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査でこれらの免許に対応する第一種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下「大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査」という。）の項中「一万二千七百五十円」を「一万二千四百五十円」に改め、同条第二項の表一の項中「三千六百円」を「三千五百五十円」に、「千三百円」を「千二百五十円」に改め、同表二の項中「千三百五十円」を「千四百円」に、「千二百五十円」を「千三百円」に、「千三百円」を「千二百五十円」に改め、同表三の項中「千二百五十円」を「千三百円」に、「千二百円」を「千二百五十円」に改め、同表六の項中「千四百円」を「千五百円」に、「千二百円」を「千六百円」に改め、同表備考一中「二千五百円」を「二千四百円」に、「三千五百円」を「二千八百五十円」に改め、同表備考二中「二百五十円」を「百五十円」に、「百円」を「百五十円」に改める。

第十三条第二項中「二千四百円」を「二千三百五十円」に改める。

第十四条第一項の表法第百八条の二第二項第三号に掲げる講習の項中「二千円」を「千九百五十円」に改め、同表法第百八条の二第二項第四号に掲げる講習の項中「四千円」を「四千四百五十円」に、「三千四百円」を「三千五百円」に、「二千四百五十円」を「二千八百円」に改め、同表法第百八条の二第二項第五号に掲げる講習の項中「四千円」を「四千五百五十円」に改め、同表法第百八条の二第二項第六号に掲げる講習の項中「千四百円」を「千五百円」に改め、同表法第百八条の二第二項第八号に掲げる講習の項中「千三百円」を「千四百円」に改め、同表法第百八条の二第二項第九号に掲げる講習の項中「六百五十円」を「七百五十円」に改め、同表法第百八条の二第二項第十号に掲げる講習の項中「二千四百円」を「二千四百五十円」に改め、同表法第百八条の二第二項第十二号に掲げる講習の項中「四千六百五十円」を「五千円」に、「七千五百五十円」を「七千九百五十円」に、「五千六百五十円」を「五千八百円」に、「二千円」を「二千二百五十円」に、「四千三百円」を「四千四百五十円」に、「二千四百円」を「二千三百五十円」に改め、同表法第百八条の二第二項第十三号に掲げる講習の項中「一万三千二百円」を「一万二千五百円」に改め、同表法第百八条の二第二項第十四号に掲げる講習の項中「千九百円」を「二千円」に改める。

第十六条の八第二項中「二千円」を「千八百円」に改める。

第十八条第二項及び第十八条の二第二項中「千円」を「千五百円」に改める。

第二十条の表特定任意高齢者講習の項中「千五百円」を「千八百円」に、「四千六百五十円」を「五千円」に、「七千五百五十円」を「七千九百五十円」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(交通企画課)

福島県条例第五十一号

福島県自動車運転代行業認定申請等手数料条例の一部を改正する条例

福島県自動車運転代行業認定申請等手数料条例(平成十四年福島県条例第六十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「一万三千元」を「一万二千元」に改め、同条第二号中「千九百円」を「千七百円」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(交通企画課)

